

新制
文
135 函

宋代仏教社会史研究

注

竺
沙
雅
章

宋代佛教社會史研究

新制

文
1 35 函

竺沙雅章

第一章注

(1) 宋代売牒関係研究論文

三島一「宋代の売牒に就いて」(講)(史

学雑誌四〇一—二)、曾我部静雄「宋の度牒

雜考」(史学雑誌四一—六)、塚本善隆「宋

の財政難と仏教」(宋時代の童行試經得度

の制度」(道君皇帝と空名度牒政策」(以

上、塚本善隆著作集五所収)、高雄義堅「

宋代に於ける度及び度牒制」(宋代仏教史

の研究第一章)、范午「宋代度牒説」(宋

遼金元史論集所收)、袁震「兩宋度牒考」
(中國社會經濟史集刊七一一、二)、田光
烈「度牒在宋代社會經濟中的地位」(現代
仙學一九六二一五六)、林天蔚「宋代出售度
牒之研究」(崇基學報二一一)等。

また K. Chen, *The Sale of the Monk Certificates in Sung Dynasty*. (*Harvard Theological Review*) がある由である(林論文後記)が、未見。

(2) 唐代度牒關係研究論文

(3)

諸戸立雄「中国に於ける度牒初授の年代に
ついで（文化一五―四）、同「南北朝、隋、

唐初の童行と度牒の制」（仏教史学一五―三）、
道端良秀「唐代仏教史の研究」第一章「唐
朝の仏教政策」第三節、度僧制度の問題、

藤善真澄「唐五代の童行制度」（東洋史研
究二―一）、同「隋唐仏教時代区分試論」

度僧制と貢挙制」（東洋学術研究一四―三）等。

「資治通鑑」二〇九、景龍二年七月条

雖屠沽臧獲、用錢三十万、則別降墨勅除

官、斜封付中書、時人謂之斜封官、錢三万則度爲僧尼。

(4) 曰唐會要四八、議叙教下

景雲二年七月、左拾遺辛替否疏諫曰、……
当今出財依勢者、盡度爲沙彌、避役姦訛者、
盡度爲沙彌、其所未度、惟貧人及善人耳。

(5) 曰新唐書四一二、魏元忠伝

陳郡男子袁楚客者、以書規之曰、……今度
人既多、緇衣半道、不本行業、專以重宝附
權門、皆有定直、昔之亮官、錢入公府、今

之壳度、錢入私家、以茲入道、徒為游食、此朝廷三失也。

(6)

曰新唐書曰五一、食貨一

及安祿山反、司空楊國忠以為正庫物不可給士、遣侍御史崔衆、至太原、緡錢度僧尼道士、旬日得百万緡而已。

(7)

明年、鄭叔清与宰相裴冕建議、以天下用

度不充、諸道得召人緡錢、給空名告身、授

官勲邑号、度道士僧尼、不可勝計、及西

緡錢百千、賜明經出身、

京平、又於關輔諸州、緡錢度道士僧尼万人

(8)

曰 宋高僧伝 八、神会伝

「天宝」十四年、范陽安祿山挙兵、西向、西京版蕩、駕幸巴蜀、副元帥郭子儀率兵平殄、然於飛輓索然、用右僕射裴冕樵計、大府各置戒壇度僧、僧稅緡、謂之香水錢、聚是以助軍須。初洛都先陷、会越在草莽、時盧弈爲賊所戮、群議乃請会主其壇度、于時寺宇宮觀、鞠爲灰燼、乃樵創一院、悉資^(甘苦)苦蓋、而中築方壇、所獲財帛、頓支軍費、代宗、郭子儀收復兩京、会之濟用頗有力焉。

胡適曰神会和尚遺集四（一九六八）六七頁に、
 右文の「僧税緡」を校訂し、曰新唐書四食
 貨志の次文と、曰仏祖歴代通載四によつて
 「僧税」^口百^口緡^レとある。しかし前者には
 「緡錢百千、賜明經出身^レとあつて、錢百
 貫を納めるのは明經出身を賜う場合であり、
 度僧とは別のことである。後者は「或緡錢
 百緡、請牒剃落、亦賜明經出身^レと記し、
 食貨志によりなみら、兩者を混同している。
 たしかに税と緡の間に一字脱落している」と

みる水るが、それか「百」字である確証は
ない。よこ本文では、単に「僧から緡銭
を取り」として、百緡とはしなかつた。

(9) 日大唐伝載 (守山閣叢書所收本)
至徳二年、勅以僧及道士入錢自度有差。

(10) J. Gernet, *des aspects économiques du Bouddhisme*
dans la société chinoise du Ve au Xe siècle. Saigon,

1956. p.53~54, Pl. 1.

(11) P. 3952 「前侍御史判涼州長史楊休明牒」

取得字告牒錢共当志所

2 [] 人僧 志伯陸拾玖人、尼 志伯參拾柒人道士

3 羅法光年拾玖 法名明嚴 沙州燉煌景從化鄉 慕道里

4 以前侍御史判涼州長史楊休明奏、奉乾元元年

5 [] 月六日勅、委臣勾当前件道僧告牒、各勒緝錢、

6 [] 關、令所度人自寫、差使送付所司、其了限、各聽口

7 本句當、使審自商量奏聞者、臣唯以今年正月

8 一日奏請、限三月廿日奏畢、天書煥然、特蒙允許、

9 [] 僧道宍度人等、或先未經奏、或勅以頒行祠部告牒

10 [] 請授、臣以准勅勘責、各具鄉里戶貫姓名法号

11 [] 配奔觀、謹件如前、其錢各令軍州長官徵緝、別

12 [] 貯訖、其告牒統勒自字、差使送付所司 []

13 [] 所司勘會、准勅处分 []

(12) 道端前揭書五二頁。

(13) ^{大宋}僧史略 下、_L 度僧規利

唐肅宗在靈武新立、百度惟艱、最闕軍須、因成詭計。時宰臣裴冕、隨駕至扶風、奏下令亮官鬻度。僧尼道士以軍儲為務、人有不願、科令就之。其徭益賤、事轉成弊。鬻度僧道、自冕始也。後諸征鎮尤而效焉。如 _徐 州王智興、奏置戒壇於臨淮仙寺、先納錢、後

車度。至有輸賄後不受法者多矣。李德裕在
 潤州、具奏其事云。自唐末已來、諸侯角
 立、稍闕軍須、則召度僧尼道士、先納財、
 謂之香水錢、後給公牒云。

(14) 李德裕可會昌一品集區別集五、王智興度
 僧尼狀

王智興於所屬泗州、置僧尼戒壇。自去冬
 於江淮以南所在懸榜招置。江淮自元和二年
 後、不敢私度。聞泗州有壇、戶有三丁、必
 令一丁落髮。意欲規避王徭、影庇資產。自

正月以來、落髮者無慮數万。臣令於蒜山渡、
點其過者、一日一百余人。勘問惟十四人是
旧人沙弥、余是蘇常百姓、亦無本州文憑。
尋已勒還本貫。訪聞泗州置壇次第、凡髻夫
到者、人納二緡、給牒即回、別無法事。若
不特行禁止、比至誕節、計江淮以南、失卻
六十万丁壯。此事非細、繫於朝廷法度。下闕。

(5)

曰 旧唐書 一七上、敬宗紀、

〔宝曆二年〕三月辛未、江西觀察使殷侑、
請於洪州宝曆寺置僧尼戒壇。敕殷侑故違制

令、擅置戒壇、罰一月俸料。

(16)

旧唐書 一七上、文宗紀上、

「大和三年冬十月己酉、江西沈佺師奏、
皇帝誕月、請爲僧尼起方等戒壇。詔曰、不
度僧尼、累有敕命。佺師忝爲蕃守、合奉詔
条、誘致愚妄、庸非理道。宜罰一月俸料。

(17) 冊府元龜 六九九、牧守部、譴讓に、上

記の殷侑、沈佺師のほかに、李穎のことも挙
げらる。

李穎爲鄭州刺史。開成三年六月、詔曰、

鄭州中牟縣私置壇場、度僧一百六十人。並
勒歸色役、其刺史李頴罰一季俸料、攝縣令
前管城縣令叔良停攝官、仍殿本官再選。

(18) 小野勝年日入唐求法巡礼行記の研究(全
四卷、一九六四〜六九年、鈴木學術財団)卷
二―三七四〜八二頁。

(19) 拙稿「敦煌の僧官制度」(東方學報京都
三一)一五九頁、小川貫次「敦煌の戒牒につ
いて」(竜谷史壇七三、七四)参照。

(20)

曰 仙祖統紀 四三 (大正蔵四九、三九九C、四〇〇a)

述曰、磐少時客南海、見鄉落僧居、畜^マ婁

養子、皆能執鉞鼓、從事於赴請、問其^(有)度牒

否、則曰、但祇本郡給帖耳。此等皆因守郡

者規微利、而不知恩瀆三宝之爲過也。

(21)

塚本「宋時代の童行試經得度の制度」(

著作集五) 五八、五九頁參照。

(22)

曰 仙祖統紀 四三、建隆元年の条に、

(28)

詔以二月十六日聖誕、爲長春節。……是日
以慶誕恩、詔普度童子八千人、國朝會要。

太宗の普度實施の年については諸説あり。
る。

1、口僧史略口下、臨壇法、

我大宋太平興國初年及七年、度僧一十
七万有余、古之莫比、緇徒孔熾、在于茲
矣。

2、口仙祖統紀口四三、

太平興國元年、詔普度天下童子、凡十

七万人 國朝會要。

3、曰長編卷二七、雍熙三年十月癸巳、

是月、詔祠部、凡僧尼籍有名者、悉牒
度之。又詔、自今須經業精熟、闋試及三
百者、乃許係籍

とあり、その注に次のごとく記す。

太宗普度特放凡兩次、太平興國七年及
此年也。實錄不記此年事、今追書之 云々。

以上三説のうす、同時代人である贊寧

の曰僧史略卷の太平興國元年（九七六）と七

(24)

年（九八二）兩次說に従うべきであらう。
可長編に太平興國元年に及ばないのは
失檢とみらるゝか、雍熙三年（九八六）に
も普度が行われたか否かは、傍証史料が
ないのて分らない。

可仏祖統紀に四四、

「天禧」三年八月、恭謝聖祖、大赦天下。

節文云、……庇天下僧尼道士女冠係帳童行、
並立普度。尚書右丞林特提举祠部文牒。是
歲度僧二十三万百二十七人、尼万五千六百

四十三人、道士七千八十一人、女冠八十九人。

この大量の普度の結果、天禧五年（一〇三二）には、天下僧数三十九万七千六百十五人、尼六万一千二百四十人（下同）と、宋代最高の僧尼数と記録した。

(25) 日長編 四一八、太平興国二年三月癸亥、

工部郎中侯陟言、祠部給僧尼牒、每通納百錢於有司、請罷之、歲令諸州上僧尼之籍于祠部、下其牒、俾長吏親給之。詔從其請。

(26) 曰 太宗皇帝實錄卷二六、太平興國八年八

月壬子條、

詔曰、先是、祠部給僧尼牒、並佞送諸州長吏親給。如聞、吏口緣口為姦、募人以緡錢市取、齎以至外郡虎賁、得善價、即付之。自今、所在宜奉行前詔、違者重致其罪。

(27) 曰 長編卷五三、咸平五年十月癸亥條、

詔、天下有竊買祠部牒、冒為僧者、限一月、於所在陳首、叙其罪、違者論如律、少

壯者隸軍籍。

(28)

曾我部前掲論文に諸説を検討し、亮牒開始を治平四年と論証された。

(29)

日長編 一三七、慶曆二年六月丙戌条に、三司減省所言、…其僧道賜「紫」衣及師号、非御前特恩、並不許奏薦、如於延州、細細色軍糧一百碩、廼賜之。詔中書樞密院、許奏薦紫衣師号如故、余從之。

とあり、後に度牒と並に給降されたものに、たゞ紫衣師号の場合、慶曆二年（一〇四二）、

延州（陝西）に細色軍糧一百石を進納すべ
し、こゝを賜ふべしとになつてゐる。
つまり、仁宗朝に度牒給降にも同様の方法
がとられていた可能性は、充分にある。な
おこの史料は、小野寺郁夫「宋代における
穀物の粗色と細色について」（東洋史研究
三六一—三）に引用する。

三島氏は嘉祐初年（一〇五六）起原説を唱え
たが、^{それ}史料の誤字による謬論であることは、
曾我部氏の批判のとおりである。

(30)

日宋会要方域九一二七、

神宗熙寧元年四月二十二日、；本路軫運

使王靖乞降空名祠部一千道、付經畧司出賣、
雇召民夫。詔給祠部五百道。

(31)

日 皇朝編年綱目備要卷一八、熙寧元年七
月条、

行入粟補官法（注）出將作監主簿、助教
告勅七十道、付河北安撫司、募人入粟。尋
又賜河東空名勅誥云々。

(32)

日 宋会要食貨四一一七、青苗

會河北轉運司勾當公事王宏廉召議事、宏
廉嘗奏乞度僧道牒* * *數千道爲本錢、行陝西漕
司私行青苗法、春散秋斂、以便(好?)民無抑配、
車安石意合。即請而施之河北、而青苗法遂
行於四方。

(33)
* 宋史 食貨志上四十一、度僧牒と有之。
長編 二四三、熙寧六年三月庚午条、

賜慶州路轉運司度僧牒五百、置市易司於
黔州、選本路見任或得替官一員專監、仍以
知州或通判提舉。

(34)

日長編 二五四、熙寧七年七月辛丑条、
賜度僧牒五百為杭州市易本錢。

(35)

日宋会要 食貨三九一二、

熙寧二年 閏十一月、降空名祠部二千
道、付廊延安撫司、召董行及客人、進納見
錢、收糴斛斗、充安撫司封樁、其合進納
兩錢數日、並令安撫司相度、仍限至三年夏
季納足。

(36)

日慶元条法事類 五〇、道叙門二、師号度
牒の項、道叙令の一、

諸空名度牒、所屬出榜、召童行請填、
納錢足、當取官親書給付、限二日、具州縣
寺觀、法名、年甲、度牒字號、及元降年月
事因、并具在道數、申尚書禮部。

〔注〕客人收買往指定州賣者、許增價收息
出賣、本處報到有人買者、准此申部（景印
本四七三頁）。

(37)

日長編四二一三、熙寧三年七月辛卯朔条、
上批、昨罷諸路賣度僧牒、本欲令商人併
趨廊延入錢、以助邊計、今廊延所賣之余、

存者無幾、環慶地險土狹、財賦素号不充、
 才辺事未息、防秋是時、可賜度牒千、付經
 略司、令依廊延法、召商人入錢封樁、以備
 支費。

(38)

口忠獻韓魏王家佗八、
 去歲河朔豐熟、常平倉所糴白米、每斗不
 過七十五文、至八十五文者以來。

(39)

口長編四二八八、元豐元年二月庚辰条、
 賜度僧牒五百、付三司、兑揔上供錢五万
 緡、償宏南西路經略司。

(40)

曰 宋會要曰 食貨三九一三五、

〔元豐六年八月十三日〕詔歲給度僧牒五百、
限五年止、為錢三十二萬五千緡、付廣西經
略司、忘付宜州蠻事、以其余糴糧。

(41)

曰 長編曰 三三八、元豐六年八月甲午条、

賜環慶路經略司度僧牒千、令質錢十三萬
緡、別封樁。

(42)

曰 長編曰 三四一、元豐六年十二月辛卯条、

賜陝西轉運使李察空名度牒五百道、
道為錢十三萬、

(43)

日 宋會要四 取官一三一三二、

「元豐」七年二月七日、門下省言、度僧牒已著令、每道爲錢百三十千、檢會勅、夔州路轉運司每道三百千、以次減爲一百九十千、欲送中書省、俛高起、別取旨。從之。

(44)

同右

「元豐六年」十月三日、尚書禮部言、祠部出度僧牒、以六千三百六十二爲額、今年已溢額千五百五十四、乞歲以一萬爲率、若踰數、乃以聞。從之。

(45)

章如愚曰：群書考索曰：後集六三、財用門、

鬻僧類

熙寧二年、王安石嘗奏事。上問曰、程顥所言、不可、度牒作常平本錢、如何。安石曰、顥所言自以為王道之正、臣以為顥所言不達王道之權。男女授受、不親禮也、嫂溺不接、是豺狼也。今度牒所得、可置粟凡四十五萬石、若凶年人貸三石、則可全十五萬人性命、今欲為凶年計、當於豐歲為之、而國用有所不暇、故鬻祠部、所剃者三千人頭、

而所可採詰者十五万人性命、若以為不可、
是不知權也。

(46)

岳珂曰愧郊錄曰九一歲降度牒

珂嘗讀趙挺之崇寧邊略曰、上每諭蔡京、

令近邊多蓄軍糧、又以累歲登稿、欲乘時加

糴、京但肆為詐欺、每奏某處已有若干万數

糴本、其實乃是度牒及東北塩鈔等、度牒每

歲當出一万、而今自正月至四月終、已出二

万六千、而邊人買者絕少。珂按崇寧開邊、

費用無藝、而當時給僧牒、尚歲有成數、特

京不能守耳。

(47)

宋會要 取官一三一二三、

天觀四年五月四日、臣僚上言、伏見天下僧尼、比之旧額、約增十倍、不啻數十萬人、嘗究其源、乃緣尚書祠部歲出度牒錢三万道、以其歲給數多、民間止直九十已下緡、遂致游手慵隨^惰之輩、或姦惡不逞之徒、皆得投跡於其間、故冒法以干有司者、曾無虛實、欲乞、庇天下宮觀寺院、每歲撥放試經、与夫尚書祠部所出度牒、並權住三年、自大觀五

(48) 年爲始、候年満日、並依旧。詔依奏並權
 往三年、仍依紹聖元年勅、亦不依旧格、
 增添撥放者並罷、令礼部、限十日開具聞奏。
 日 宋会要 取官三一二四、

宣和二年六月十七日、三省枢密院言、奉
 聖旨、仰礼部遵守下項、一、亦天下每歲間年
 撥放試經特旨等度牒、紫衣師号、並住五年
 給降、印板毀棄、候及五年取旨。

(49) 右文に一ついて、
 亦官司庫務見管空名度牒、紫衣、並礼部

毀抹。

とあるが、同年十二月十二日中書者送到せる宣義郎、権癸遣福建路転運判官公事柯暘の奏によると、福州では、

民間初聞有此指揮、深恐例皆毀抹、遂賤
価出売、止於二十余貫、繼聞止毀在京官司
祠部、州學依旧書填、其価頓増、今已不下
百千、往往珍蔵以邀厚利、

といふ波紋を投げかけたといふ。度牒不利
殖の対象となり、所持者は中央の度牒政策の動向に

敏感正あつたこと不知り水、興味深い。

(50)

日宋会要に取官一三一七、

宣和七年六月二十一日、礼部言、宣和二年六月十七日勅、天下毎歳間年撥放試經特旨等度牒、紫衣師号、並住五年給降、印板毀棄、候^返五年取旨、契勘今年六月十七日、住給五年限満、合行取旨。詔更展三年。

(51)

日要録に二六、建炎三年八月丙辰条、渡江後、軍興費広、用度多仰之。

趙彥衛日雲麓漫鈔に四

紹興中、軍旅之興、急於用度、度牒之出、無節、時有無路不逢僧之語。

(53) 要錄 一〇、建炎元年十月乙丑条、

詔帥府輔郡要郡等、招置新兵、初不計合用錢糧、止仰度牒紫衣之屬。

(54) 要錄 三八、建炎四年十月壬午条

遣內侍李者往桂陽監、尋訪新除江西安撫大使朱勝非之任、賜本路上供經制等錢三十萬緡、米十五萬斛、銀帛五千匹兩、甲五百副、度牒五百道、為軍中之費、然自度牒

外、錢米銀帛衣甲之類、皆取於本路諸州、徒得其名而已。

(55)

曰 宋會要 取官 一三一 二六、

諸偽造度牒印板、徒二年、已印者加一等、謂印成牒身而無印者、並許人告。

諸偽造度牒、而書填官司不檢察者、徒一年。

右入政和詐偽勅、告獲偽造度牒印板、錢一百貫 印成牒身而無印者、加五十貫、右入政和賞格、

(56)

曰 宋會要 取官 一三一 三二、

紹興元年三月八日詔、文林郎越州觀察推
官章識、看驗得沙彌利珊等度牒四十九道、
並係偽印、与減二年磨勘、比類施行。

周石

(57)

紹興元年十月十七日詔、應諸路州軍官
吏、能用心辨驗偽造、每火已經官司推勘斷
遣了、當即將元驗獲官吏、比提刑軫運司推
賞、如人吏不願軫資、許依貨売牙引告首支
賞、仍以收到書填度牒等糜費錢內支給。從
禮部請也。

四年八月十二日詔、今後亦官吏能用心、首先辨驗偽造新法度牒、紫衣師号、不獲犯人、比獲犯人例、每合輒一官、資只与減半年磨勘、用為酬賞、如人吏不願減年、每減半年、支賞錢三十貫文、仍以收到書填度牒等糜費錢用支給。因從礼部請也。

(58)

日 要錄 五四、紹興二年五月丙戌条、右文殿修撰季陵亦詔言、自軍興以來、

朝廷所降、類多誥牒、非強以与民、則莫售。

(59)

日 要錄 一〇〇、紹興六年四月丙午条、

詔諸州試經給降度牒、權住三分之二。旧法、降賜度牒凡二、有撥賜、有試經、自軍興以來、名山福地、及他當賜者並罷（注略）、而每州試經猶不下三十人、至是配虎度牒益多、官直百二十千、民間三十千而已。議者乞權住五年、故有是命。

(60)

日 要錄 四一〇三、紹興六年七月癸酉条、

詔新法綾紙度牒、除換給使用外、今後更不給降、应童行試經、並權住三年、仍自今年為始。先是、令諸路僧道、人輸綾紙工墨

錢十千、換給度牒、既而不復換、但令輸錢批旧度牒焉。

(61)

可 宋会要 四 取官 一三一三三、

〔紹興〕七年六月四日詔、度牒亦臣僚恩例及試經撥放、并給降支使等、並依已降旨揮住給、雖奉特旨、令礼部執奏不行。

(62)

可 宋会要 四 一三一三三、

〔紹興〕七年閏十月二十四日、宰執進呈、權貨務出賣祠部度牒、遠方不能就買、欲量付諸路。上曰、如此則州县將科敷於百姓矣。

(63)

趙鼎等奏、不責以限數、則無敷「科敷」科之弊。上
曰、宜嚴爲約束、毋使民受其患。

同右

〔紹興〕十二年五月十四日詔、礼部度牒、
自五月十四日以後、權住給降、其紫衣師号、
除忝副軍需外、余並住給、仍依紹興七年六
月四日旨揮施行。

この措置は紹興七年六月四日の詔による
ものであつたが、その時と異なつた点は時限
を定めず、度牒の種類を問わぬことである。

(64)

同書一三一三三三四、

〔紹興〕十三年正月十五日、詔度牒並權住
 給降、行在自今月十六日、諸路州軍限指揮
 到日、先已支降度牒、更不出賣、見在數拘
 收、繳申尚書省。

(65)

曰要錄卷一四九、紹興十三年六月癸巳条、

壽星院乞撥放度牒。上曰、朕觀昔人、有
 惡教者、即非毀其教、有好教者、即崇
 尚其徒、二者皆不得中、朕於教者、但不能
 使其太盛耳、言者皆欲多鬻度牒、以資國用、

朕謂不然、一度牒所得不過一二百千、而一夫不耕、其所失豈止一度牒之利、若住攬十數年、其徒當自少矣。

(66)

同書一四五、紹興十二年二月丙午條、

先是、臨安府乞度牒修觀音殿、上不子、特給錢五千緡。上曰、朕觀人主欲消除祗老二教、或毀其像、或廢其徒、皆不適中、往往而熾、今不放度牒、可以漸消、而吾道勝矣。

(67)

仙祖統紀四七、

(68)

紹興二十七年八月、禮部侍郎賀允中上殿、
 上曰、天下僧道幾何。答曰、僧二十万、道
 士万人。上曰、朕見士大夫奉仙者、多乞放
 度牒、今田業多荒、不耕而食者二十万人、
 若更給度牒、是驅農為僧也、仙法自漢明入
 中国、其道太广、縱不可廢、朕非有意絕之、
 正恐僧徒多、則不耕者衆、故暫停度僧耳。

宋史 二九三、王禹偁傳、

四曰、沙汰僧尼、使疲民無耗。如以嗣
 位之初、未欲驚駭此輩、且可以二十載、不

度人修寺、使自銷鑠、亦救弊之一端也。

(69)

宋史曰二八四、宋祁伝、

僧道已受戒具者姑如旧、其他悉罷還爲民、
可得耕夫織婦五十余万人、

(70)

直講李先生文集曰一八、富国策第四、

欲改緇黃、則莫若止度人、而禁修寺觀、

止度人、則未度者無所縛而皆罷歸矣、禁修

寺觀、則已度者不安其居、而或罷歸矣、其

不歸者、復數十年物故盡矣、如此則緇黃可

改也。

同、富國策第五、

故韓愈曰、紉老之弊、過於楊墨也、然而
 曰、人其人、火其書、廬其居、則言之太暴、
 歐之亡漸、何者、飽食安居、其習已久、一
 旦歛歎十百萬人而寇之、則驚擾甚矣、故前
 所謂止度人而禁修葺觀者、漸而歐之之術也、

(71) 明清地方志中の例を挙げると、

日可曆代州志に、一、葺觀に、一、葺觀始於漢、
 後於梁、一、而極盛於李唐、一、然金生已貧、
 今議火其廬、人其人、難矣哉、とあり、

日康熙漳州府志 卷二八、寺院六、
論曰、
蓋亦有用於人世焉、游食情民、貪無依歸、
逃此一途、固聖世所不禁也、不然、昌黎嘗
欲人其人、火其書、廬其居矣、茲之紀之也
何居之有也。

(72) 日要錄 卷一六九、紹興二十五年十月丙申
茶、

又以僧道太冗、乃不鬻度牒、暗消其弊、
使民知務本、由是中外少安。

(73) 內河久平、南宋總領所考、南宋政權之地

方武將より勢力關係をめぐって（史潮七八、七九）

(94) 日衆会要正取官一三一三四、

二十五日詔、未仕売以前收買度牒、既係

未立限以前買取、自令書填。

(95) 日仏祖歴代通載正二〇（大正歳四九一七〇〇b、c）

資壽尼無著禪師入寂、師諱妙總、姓蘇衣、

一一有以礼部僧牒無著師号爲施者、师説偈

受之、祝髮披緇、克遂初志、紹興壬午年（

三三、一一六二）也。

(96) 日改媿集四二〇、丁延慶賞雲講師塔銘

時度牒再頒、受戒者、僧吏邀取無藝、師
爲立成規、者十之九、沙弥至于今德之。

(97) 日要錄四一六二、紹興二十一年九月戊戌
朝条、

上謂大臣曰、緣不度僧、常住多有絕產、
其令戶部併撓以贖宗。既而本部乞令提舉司
置籍拘管、其無勅額菴院、亦依此施行。從
之。

(98) 日要錄四八四、紹興五年正月戊申条

資政殿學士知福州張守充資政殿大學士、
 守奉詔變易度牒、得錢百余万緡、會有旨
 調海舟百艘、守因請以其舟載錢三四十万、
 充副朝廷使用、中書門下省奏、二人一張
 守一連南夫、供億調度、曾不愆期、詔以憂
 國憂民、宜加褒寵、故有是命。

(79)

要錄卷一三九、紹興十一年三月庚子朔

条、

觀文殿大學士左宣奉大夫福建路安撫大使
 知福州張浚言、朝廷調發大軍、用度至巨、

臣本州措置出賣官田、及勸誘寺院、變易度牒、共得六十三万緡、節次起糶、少助國用。詔按一意體國、識大臣體、令學士院降詔獎諭。

(80)

朝野雜記 甲集一六、
「僧寺常住田」

紹興中、高宗嘗取其絕產、隸郡國養士、久之、住常祠部度牒、其徒寢微、二十年春、命司農寺丞鍾世明、往閩中措置寺觀絕產、自租賦及常住歲用外、歲得羨錢三十四万緡、入左藏庫。

(81)

日中興小記 三五、紹興二十二年二月辛酉条、
 時住幣度僧道牒已久、其徒寢少、乃遣
 太府寺丞鍾世明、下本路措置寺觀田產、凡
 僧道之員存者、計口給食、余則為寬剩之數、
 籍歸於官。

(82)

日要錄 一五九、紹興十九年正月甲辰条、
 詔責授濠州團練副使復州安置鄭剛中、許
 用議減特免禁錮、移封州安置。剛中坐任
 四川宣撫副使日、又輒違朝命、出亮度牒、
 收錢五十五万余緡、

(83)

曰要錄四一六、紹興二十五年三月乙未条、

知潭州鄭思永言、；又朝廷往歲度牒之後、
州梟拘收亡僧道度牒、並不許繳、致重行冒
名披剃、謂之反魂。詔並禁止。

(84)

曰宋會要四取官一三一三四、

〔紹興〕十九年七月三日、上曰、官不給
度牒、已十餘年、訪聞多有無度牒、輒披剃
者、可令礼部措置禁止、稍重其罪、仍許人
告。

(85)

曰要錄四一七一、紹興二十六年二月甲午条、

上因言、「王」大宝近又請放度牒、殊不
 曉朕意、人多以鬻度牒爲利、亦以延人主壽
 爲言云々。

(86) 曰 仙祖統紀 四七(大正歲四九一四二六〇三二七)

述曰、高宗聰明而達於權道、故不放度牒、
 將抑僧以助農、如古人排仙、正以不耕爲國
 蠹、可謂知政本矣、然嘗論之、今之爲僧者、
 未暇以學道言之、或迫於兄弟之衆多、或因
 無田而不耕、皆天下之閒民也。深山蛇虎之
 鄉、辺海斥鹵之地、非田也、出家之士、率

(87)

衆力、憑志願、幸而可開爲畝、皆天下之閒
田也。以閒民食閒田、未嘗爲農病也、矧今
爲農者常自多、常苦於天下之田少、而寺院
之產常自定、不令閒民爲僧、則農益多、農
多而常田少、農始病矣、去而爲商賈、爲百
工、爲遊乞、爲倡優、趨末者紛紛然、又不
能爲、則盜於海、劫於陸、無所而不爲矣、
然則驅閒民而僧之、是亦爲政之權道也。可不
講明乎。

この語は、塚本「宋の財政難と仏教」序

説に、僧尼を愚視し大諺を擧げたる中の一句
である。

(88) 宋史 食貨志上六

遺棄小兒、雇人乳養、仍聽宮觀寺院養爲

童行

(89)

王之道「乞売度牒糴軍糧劄子」(相山集二)

異時、国家常慮暗失丁壯、禁売僧道度牒

矣、而游惰之徒、利於不耕而食、不蚕而衣、

雖不披剃披帶、例以參頭、道者爲名、所至

雲集、往々三兩倍見存僧道之數、其与暗失

丁壯均也。

そこで王之道は綾紙度牒五千道を権に造り、毎道一千貫で出売するよう要請した。卷二〇「論和糴利害劄子」によれば、右の劄子は紹興二十九年夏に呈上したものである。出売再開の二年前である。

(90)

曰 仙祖統紀 四二八、往生雜綴 佞道者、仁和人、棄家作道者、建小菴、

專意念仏、……（大正蔵四九一六二〇）。

(91)

朱熹 曰 朱文公文集 四一六「乞借撥官會、降度牒、及推賞獻助人狀」

度牒換米、雖已得旨給降、而米數太多、
 度牒一道、計當錢千五百緡、以此至今皆未
 開有充募者、其度牒亦乞裁減半額、只作
 百五十石云々。

(92)

曰朝野雜記甲集一五 祠部度牒
 蜀中度牒、官直千引、而民間至千六百引
 云。僧道有金錢、而度牒不可得。

(93)

曰朝野雜記乙集一六 四川收兌九十界
 錢引本末

逮嘉定初、每緡上直錢四百以下、議者患

(94) 之、統領財賦陳逢孺、乃与僚属議、出庫管
金銀、度牒、与民收回半界、金每兩直六十
緡、銀每兩六緡二百、度牒每道一千二百緡、
彭龜年曰止堂集五六、江陵条奏迟儲疏貼
黃)

臣亦知朝廷窘園、亦副州郡之錢、不過度
牒、会子二種、但度牒、会子、惟平時可以
換易、若直紆緩急、然後給降、決難支用。

(95) 汪亦辰曰文定集四、御劄問蜀中旱歉、画
一回奏、注以、

十月十三日、奉勅旨、令戶部于見拘收諸路未亮度牒內、給降四百道、付汪亦辰、專充糴本、措置賑濟、不得別將他用、余依議。

(96)

同右「第三次奏賑濟旱歉」

緣度牒未到、已先兑那別色官錢、亟急收糴、斟量緩急、隨宜賑濟。

(97)

真德秀曰真文忠公文集四一七「回申尚書省、乞裁減和糴數狀」

自「嘉定」十一年、又蒙劄下本州、支降官會、度牒、以為糴本、會恹折閱、已不便。

於民族、而度牒經年無人承買、於是、官司
不獲已、以科配從事、每歲、州以度牒科之
梟、梟以度牒抑之民、凡戶管田一千畝以上
者、納度牒米、一千畝以下者、認中糶米、
每牒一道、率三、四戶共之、寺觀亦然、一
歲所科、雖十餘萬石、而所納實不及半、梟
吏並緣絲此致富、則在在有之、甚至鄉胥之
走弄、場吏之邀求、徇直之減削、斛面之增
加、其納中糶米者、比之市價、每石折錢多
至八百文足、少亦不下官會一貫、而所納度

牒米者、折閱尤甚、且無變轉之所、詞訴盈庭、怨嗟載道、民之脂膏、朘削極矣。

(98)

同右 申尚書者、乞免降度牒狀、小貼子

契勘湖南州縣寺觀、大抵產稅岑寂已甚、

雖名大剎、不足比江浙、福建下等寺觀、兼

自嘉定十一年以來、逐年敷抑度牒、勒令納

米、其數已不可勝計、納米不足、又責令納

錢、寺觀緣此倒敗者非一、蓋有一二年敷下

度牒、至今監錢未足者、人戶既不可科配、

寺觀又不堪均敷、委是無所措手。

(99)

魏了翁 曰 後村先生大全集 一六八 西山真
文忠公行狀

(100)

朝廷歲降度牒和糴、州配之、縣配之、民、
率三四戶受一牒、昂其價以市米、每斛比市
直、僅四之三、公乞免降度牒、不許、則遣
人貨於都城、而自任其折閱、所糴纔十之一。
和糴にについては、和田清編 曰 宋史食貨志
詠註 一 (一九六〇、東洋文庫) 中の「和糴」
(斯波義信担当) を参照。

(101)

賈似道の公田法については、宮崎市定

(103)

都督府差官措置。

可 宋史 食貨志 下三、会子、

〔嘉定二年〕詔封樞庫、撥金一十五万兩

(102)

南宋末の宰相賈似道レ（了了史研究第二）
 とくは二〇八、二〇頁、周藤吉之「南宋末の
 公田法レ（中国土地制度史研究）参照。

可 宋会要 取官 三九一—一五、

〔隆興〕二年正月二十四日、詔、已降指揮、

令礼部給降度牒一万道、分下兩浙等路出賣、
 充都督府会子本錢、可先次給降三千道、令

爲錢四十貫 度牒七千道 每道爲錢一千貫 官告綾紙

乳香 乳香每套一貫六百文 湊成二千余口乃一漆

貼臨安府官局、收易旧會、品搭入輸。

(104)

日 宋史金文資治通鑑 三二、端平二年四

月、詔令封樁庫、支撥度牒五万道、四色官資

付身三千道、紫衣師号二千道、封贈勅告一千道、

副尉減年公批一千道、發下諸路監司州郡、

廣收「十六七」兩界會子。

(105)

高斯得 日 恥堂存稿 一、慧星亦詔封事

白奪民田、流毒數郡、告牒棄物、不售一錢、遂使

大家破碎、小民無依、米價大翔、餓死相望。

(106)

王庭珪曰盧溪文集曰四一「贈姪孫行深」

余姪孫行深、自幼喜出家、度牒禁闍二十

年、而志願不衰、今欲脫巾而緇其衣、資用

尚闕、欲丐諸闍里、俛衆力隨緣贊助、乞言

於余、爲作四句偈、題于疏首、偈曰、

頭陀未具山僧像 只欠鉢囊挑錫杖

我今自是在家僧 汝好將錢買和尙

「度牒禁闍二十年」とあることのみ、これ

は解禁直後の
紹興三十一、三十二年の間に書かれたこ

と分かる。

(107)

洪邁曰夷堅志乙支戊四善鑑為僧

淳熙四年、張子正待制知秦州、以妻病焚
香禱仙、願剃度一僧、已而妻愈、乃榜示諸
刹、凡在籍童行、令悉趁四月十五日結夏日、
集於報恩先孝寺、秀州行者善鑑、頗欲巡禮
叢林、自江陰濟江、過石莊、投宿明禧禪院、
兩脚忽重、臆如石不能前、彼蓋不知邦君有
施也、寺僧与之言、時已初十日矣、心雖欲
之、而足力不可強、夜夢伽藍趣其去、凌晨
粥罷、僂勉由如臯鼻而北、臨十四夜、始至

(108)

郡城、投報恩、股痛益甚、臥於選僧寮、明日張子宴至、羣僚畢預齋供、觀諸人探餉、時會者五百余輩、序立堂上、張問綱維、猶有未到者否、以善鑑對、且言、其道路損脚、目今困臥、張必欲其來、鑑不獲已、策杖往、隨衆拈一小紙卷、及開視、獨鑑得之、即日落髮、張氏製三衣奉之、同類皆起登仙之歎、方旬日、南禪缺住持、張又作疏邀開堂主法席、遂連處三大刹、爲淮地所重。

同支丁一「張聖者」

紹興中、張魏公鎮閩、母莫夫人多以度牒
付東禪寺、使扶其徒披剃。

(109) 崔敦礼曰宮教集曰六一建康府溧陽縣報恩

寺度僧田記

寺素空窶、無以度人、四方之遊者、茫然
惟佞舍之視、苟不爲計、寺之興廢未可知也、
乃飭其徒慧如者、循諸方例、募置常產、爲
度僧局、銖積寸累、得膏腴之田若干畝、凡
志于學、利于衆、勞於寺事、則以歲之入度
之、設爲科条、至精且密、於是、人勸其功、

墮者思進、懦者思奮、歡喜踴躍而作仙事。

淳熙三年十一月二十五日。

(110)

婁機「東塔置田度僧記」(奎元嘉禾志三)

(清雅)於是置常住田、置度僧局、就以先

所有鮑氏諸家田米歲二百余斛、歸度僧局、

籍淨人氏名、鱗以高下、持帖爲批、知事僧

掌之、給先出局者披度、礼本院爲師、有言

金、勿擅支取以濟他用。、歲次甲子(嘉泰

四年)婁機記。

(111)

長生庫に「は、日野開三郎「宋代長

生庫の發展に就いて（佐賀竜谷学会紀要
四）があり、主な史料はこの論文に紹介さ
れてゐる。

(112)

日表聖志正支癸八「徐謙山人」

永寧寺羅漢院、葦叢童行本錢、啓質庫、
儲其息、以買度牒、謂之長生庫、鄱陽并諸
邑、無問禪律、悉爲之。

(113)

李彌遜「筠谿集」三二「福州乾元寺度僧記」
福州乾元住持紹宗、寺僧法珪者、募諸
信士、得錢六十万有奇、不以供它費、貧不

給者、悉以貸予、收其贏、度有功於衆者二人、將自此始、歲以為常也。

(114)

この時代の貸借利息については、仁井田陞『唐宋法律文書の研究』(東方文化学院東京研究所、一九三七年)第四章、消費貸借文書の項を参照。

「報国并碑」(吳興金石記一一)碑陰の「檀越施田地名銜」(嘉熙元年一二三七)中には、長生庫に官会をいれて營運する利息を「并門」の体例に依り二分五厘抽息しとあり、

また「報国寺布施記」(同)碑陰下層の「檀越施財修崇名銜」中には、「例に證して二分育息」と記されている。入錢額と利息額によつて計算すると、この場合の利息はともに月利である。すなわち、南宋末の長生庫の利息は、月利二分五厘の二分であった。

日野前掲論文に、この資料を詳しく分析している。

第二章注

(1) 後周世宗の廢仏については、牧田諦亮可
五代宗教史研究四（一九七一年、平樂寺書店）
一七三—一八九頁参照。

(2)

鳳翔府停廢寺院牒

中書門下

牒鳳翔府

在顯德二年五月七日勅文、応天下僧尼寺
院、除已指揮存留外、其余並行停廢毀圻
者、牒奉

勅、訪聞諸処多有山門、皆是聖境古跡之

地、亦在停廢之數、宜令指揮、其逐處山
寺、如未經毀圻者、並予存留、如山下有
屬山寺下院、亦與依此指揮、仍具存留去
處屋宇仙事數目聞奏、其州縣軍鎮城郭村
坊停廢寺院、一依元
勅、故牒、

建隆元年二月十二日牒

(下略)

(3)
先是、諸道銅鑄佛像、悉輦赴京毀之、
八七

月山丁酉、詔勿復毀、仍令所在存奉、但
毋更鑄、

さらに開宝五年正月丁酉には、

禁民鑄鉄爲佛像涼屠及人物之無用者、上
虞愚民多毀農器以徼福、故禁之（長編一三）
とあり、鉄像の鑄造も太祖は禁じた。

(4) 宋初に活躍した文武官僚に奉仏者が多い。

可 宋史曰列伝から、彼らの奉仏記事を拾う
と次のごとくである。

石守信 尤信奉釈氏、在西京建崇徳寺、

募民輦瓦木、驅迫甚急、而徧直不給、人多苦之（卷二五〇、又長編一八）。

韓重贇 信奉釈氏、在安陽六七年、課民

採木爲寺、郡內苦之（卷二五〇、長編一五）。

李繼勳 信奉釈氏、太祖有旧、故特承

寵遇（卷二五四）。酷信釈氏、每造寺施僧、

則不計其費（長編一八）。

沈義倫 好釈氏、信因果、嘗盛夏坐室中、

恣蚊蚋嗜其膚、童子秉箆至、輒叱之、

獲以徼福、亦嘗市木、爲母營仙舍（卷

二六四、長編一四。

李崇矩 信奉釈氏、飯僧至七十万、造像

建寺尤多（卷二五七）。

崔翰 晩年（太宗朝）酷信釈氏（卷二六〇）。

王仁鎬 崇信釈氏、所得俸禄多奉仏飯僧、

毎晨誦仙經五卷、或至日旰、方出視事

（卷二六一）。

陳思讓 酷信釈氏、所至多禁屠宰、奉禄

悉以飯僧、人目為陳仙子（卷二六一）。

2 水に對して道教を好んだのは、張永徳（

卷二五五)と黄白術を善くした右の李崇矩が
みえるにすぎない。よつて、宋初の官僚に
仏教信奉の空気がとくに強かつたことか
あかぬ。しかも、右の官僚のうち、右
宥信、李繼勳、沈義倫はかつて太祖趙匡胤
と義社十兄弟のちかりを結んだ仲間であつ
た(宋朝事実九)。これは五代宋初の武將
たちには佛教信者が多かつたことを示すもの
である。

太祖趙匡胤について、彼は無名の時代

諸国を漫遊中に仙僧から未来の帝王の器と見込まれて援助をうけたという逸話が多い。

日宋史の本紀の次の話は、その一例である。

漢初、漫遊無所遇、舍襄陽僧寺、有老僧

善術數、顧曰、吾厚贍汝、北往則有遇矣、

会周祖以枢密使、征李守真、庇募居帳下、

これは宋代の随筆から採ったものと思われ

るが、その典故は明らかでない。その他、

宋代随筆には趙匡胤と仙僧との出会いを詠

る逸話が二、三ある。

また陶穀曰清異録曰、司馬光曰疎水記聞
 曰、朱弁曰曲洧旧聞曰等に、趙匡胤が陳橋
 の兵変をおこした時、母の杜太后が一家は
 定力院で仙事を営み、彼の成功を祈った。
 そのへ官憲の搜索をうけたか、寺僧の機転
 で逮捕を免がれた話を載せる。

このように太祖とその周辺には仏教的雰
 囲気につつまれ、少なくとも仏教側が彼に
 期待し登極を支持していたとみられ、それ
 が後周世宗の肅正策を緩和させることには

つたのひあろう。

(5)

京兆府奏、准勅分拆所管存留有無名額僧

尼寺院、共陸拾壹所、伍拾柒所並各勝任口

得口額、

(6)

去淳化口口口大宋統天庇運順聖孝明文武

皇帝

勅命指揮、有修蓋到寺院無名額

者、並須毀廢、不得存留、又准淳化元年

十二月十五日

勅、宜令輒運司遍行指

揮、管屬州府軍監內、有文係河東偽命州軍

自剋復後來勅修(下闕)院、雖未

勅賜名額、並存留者、……

(7)

一寺で宋代に二、三回勅額を賜った場合は、それをその年代に加えた。したがって嚴密には寺院總數と合致しないことになる。また地方志の記載には、例えば治平六年などといった誤りそのままみられ、すべて正確な記録とはいえない。一つの目安としてこの表をつくった。なお日淳熙三山志は寺院資料として重要であるが、これには賜額、改額の記載が乏しいので、表

に載せぬかた。

(8) 前章注(24) 参照

(9) 北宋末の孔平仲曰談苑に二にも、江休復

曰雜誌に同じ文章を載せるか、たがし

陳襄判祠部云しの六字を省いていゝ。

曰談苑に拠つた高雄、小川兩氏は、

今しを北宋末とみていゝか、曰談苑の記

事か曰雜誌にからの転引であるとは明白

である。隨筆雜記類には往々さうした転引

があるか、注意を要する。

(10)

「天禧二年四月庚寅」先是、上封者言、諸
處不係名額寺院、多聚奸盜、騷擾鄉閭、詔
悉毀之、有私造一間已上、募告者、論如法
、於是、詔寺院雖不係名額、而屋宇已及三
十間、見有佛像、僧人住持、或名山勝境、
高尚菴巖、不及三十間者、並許存留、自今
無得創建、

(11)

次章に全文を引用す。

(12)

英宗朝に行つた大赦は次のごとくである。

嘉祐八年四月癸酉（長編一九八）

治平二年十一月壬申（同二〇六）
治平三年十二月癸卯（同二〇八）

(13) 日 仙祖統紀 四五は治平四年の賜款記事

を載せるが、その月日を書き下さない。そこで

高雄女は、賜款の目的を後者の追薦のみに
求めた。

(14) 日 新安志 四五の石門広福院、廬山広福院、

天王広福院の熙寧四年に壽聖の款を賜わつ

たところ。その中の壽聖賜款のものとも遅い

記録である。

(15)

この時頒賜した刊刻大蔵経は、福州東禅
等覚禅院で開版し、崇寧二年に崇寧万寿大
蔵の名を賜わったものであった（小川貫次
大蔵経―成立と変遷―、一九六四）。

(16)

小野勝年曰く入唐求法巡礼行記の研究四第
四巻（鈴木学術財団、一九六九年）七一、五
四四〜六五頁参照。

(17)

「保寧等寿牒并使鼎帖」（金石補正八九）
中の興平鼎帖に、

鼎

帖保寧之寺

靖梵寺准 使帖奉

勅宜賜保寧之口寺爲額者、今

帖畢、仰一依降到 勅命指揮、

勅本寺製造額牌、依降到名額、

書勅大字了、各將赴衙呈過、歸

本寺懸掛、兼具知委結罪文狀

供申者、

右准 使帖如前、續准 使帖

指揮、切緣諸景例、是各有寺院

若將牌上府呈過、况當時暑、又

緣去府往覆地遙、仰立便指揮、
管界寺院、依降到名額、各令如
法書勒大字了、當只仰本寺院、
便自懸掛、不得更將上府申呈
者、須帖本寺、一依
勅命指揮、降到名額、製造額牌、
如法書勒大字了、便於本寺懸
掛、仍具知委懸掛月日結罪文
狀申上、以憑申
使、不口口違者、太平興國三

六月二十日帖（下略）、

とあり。

(18) 上 壽聖禪院勅牒_レ（金石萃編一三七）

中書門下 牒 河南府

河南府奏、准 勅、_レ 庀今日以前諸處

無名額寺院宮觀□（修）蓋及□□（三十）

間已上、見有功德佛像者、委州縣檢勘、

保明聞奏、特予存留係帳拘管、仍並以壽

聖為額、

末頁前掲_可 皇宋十朝綱要_口 所載_レ 詔にも

(19)

先、私造せり并觀しとあり。

大宋解州芮城县太安寺聖壽額記

河之側曰忠孝郷、則有仙廟在焉……、實一邑之勝境也、然寺額未立、院宇荒涼、瓦敗木朽、無以待苾芻之流、豈不惜哉、治平四年春正月、庇諸處無名額寺院、僧人修蓋及三十間者、准勅存留、仍得陳乞其額、是時、茲院弗葺、幾爲廢地矣、其年中、有浮屠自懷者、遊礼至此、愛而不能去、曰真吾徒所樂之地也、吾居之以老、

斯足矣、……於是、施方便之力、開善誘之門、悉心募衆、以崇修建之功、時得里中好仙之士儀成、張延義、陳懷保、李繼明輩四人、相率民錢、崇揭土木、復於旧址、因而屋之、搆三十餘間、不日而成、以熙寧二年狀申而請命焉、至次歲三月、有詔、以壽聖名其院、

(20)

「黎陽大岷山寺准勅不停廢詔」

今皇帝君臨區宇、子視黎元、……向乃頒行天命垂賞、僧居有勅願者存、無

(21)

「大雲寺牒」

「五年」

中書門下牒威勝軍

勅額者廢、；茲寺也、詢諸耆老、唯曰、
大岷蓋前古之寺名、非近年之□□□□勅額、
如斯敷列、胡免廢停、□□□我主公都尉
指命僧徒、繕錄銘記、閱其狀跡、頗歷光
陰、遠名奏陳、却獲仍舊、；時大周顯德

威勝軍奏、准勅、勘會到武鄉具巖悼寺、

係帳存留、乞賜名額、牒

勅旨、取到祠部帳、係得文帳、

牒奉

勅、宜賜大雲寺、仍令

本軍翻錄勅黃、降付本寺、依今來

勅命所定名額、牒到准

勅、故牒

治平元年四月六日

(下略)

(22)

五山十刹の起原については、宋濂「住持淨

慈禪寺孤峯德公塔銘序」^ニかちつとも詳しく

説明している。

(宋学士文集四〇)

古者住持各批席說法、以利益有情、未嘗
有崇庫之位焉、逮乎宋季、史衛王奏立五
山十刹、如世之所謂官署、其服勞於其間
者、必出世小院、候其聲華彰著、然後使
之拾級而升、其得至於五名山、殆猶仕宦
而至將相、

すなわち五山十刹制は南宋末の史彌遠の上
奏によつて立てられたといふ。宋廟はまた

「賞原禪師遺衣塔銘序」(同二五)に、

南渡後、始定江南爲五山十刹、俾其拾級

而升、

と記す。

道忠曰 禪林象器箋

に

区界門には、

この方が引用されてゐる。

第三章注

(1) 三島一「唐宋時代に於ける貴族対存院の

経済的交渉に關する一考察」(市村博士古

稀紀念東洋史論叢、一九三三年)、小川貫

弑「宋代の功德墳葬に就いて」(龍谷史壇

二一、一九三八年)。

(2) 小川前掲論文四〇頁参照。

(3) 三島前掲論文。鎌田茂雄「中国仏教史」

(岩波全書、一九七九年)にも、「亦てに唐

代にも存していた」とする。

(4) 1 傅堯俞資忠崇慶禪院疏 2 (魏錫曾續語堂碑錄)

中大夫守中書侍郎傅

禮部奏、中大夫守中書侍郎傅 狀、檢會

執政官恩例、許陳乞建置僧院、看管先塋

、有先葬墳壠在孟州濟源縣、欲乞依例

許置一僧院、仍以資忠崇慶為額、每年

聖節、度僧進薦、其院宇未成間、合依

例咨度行者寺院、即逐時別具陳乞、候指

揮、今來所乞、本部看詳、依得條例、每

年過 興龍節、許撥放童行一名、別無

違礙、奉元祐五年正月廿五日 勅、命依

所乞、仍賜資忠崇慶禪院名額、續准元祐

六年正月廿八日午時 勅、尚書礼部奏、

准都省送下中大夫守中書侍郎傳 申、昨

蒙恩、除前件官目、依例奏乞建置看管先塋

僧院、蒙 勅、許置僧院、仍賜資忠崇

慶名額。 ; (景印本三三八、九頁)

傳堯俞は元祐四年十一月に中大夫守中書侍

郎に除せられ、六年十一月に卒したので、

死の直前に墳所と許さ小た(同書傳以礼跋)

(5) 旌賢崇梵院牒_L 皇祐二年九月

中載右諫議大夫、天章閣待制、勾當三班院王子融奏、臣亡兄曾、於鄭州新鄭縣安葬墳側、修到僧院、已奉勅、賜号崇梵院、欲乞依呂夷簡等墳所僧院例、每年撥放剃度行者、并臣亡兄神道碑、昨蒙御篆、賜名旌賢、其崇梵院、欲乞賜号旌賢崇梵院、候勅旨、奉勅、宜特賜旌賢崇梵院名額、每年乾元節、寺剃度行者壹名。

(6) 曰 宋史 卷一三三 職官志 一〇、贈官

宰相、三師、三公、王、尚書令、中書令、侍中、樞密使副、知院、同知院事、參知政事、宣徽使、簽書同簽書樞密院事、觀文殿大學士、節度使、並贈三世。

(7)

家廟については、日宋会要曰礼一一一

一四一 群臣士庶家廟に詳しい。また宋敏

求曰春秋退朝録曰中、俞文豹曰吹劍三録曰

曰宋史曰一〇九礼志一二等参照。

(8)

特例として墳葬を考へたり小たこを記す

ものは、間々みらる。

1、(熙寧十年十二月戊子)又上批故宣慶使、
昭州防禦使李神福：可賜神福墳存、為褒
勤禪院、每二年度一僧、母得為例(長編
二八六)。

2、傅楫(一〇四二—一〇〇二)既死、授王陶(一〇二〇—一〇八〇)例、未至執政、特賜功德院、
而不改宏教之額、楫墓在存側、其羣從亦
有依存而居者(周必大、文忠集一六七、
泛舟游山錄)。

3、(元符元年十月乙亥)：孫虞丁：乞依王

陶筭近例（長編五〇三）。

4. （元符元年十月辛卯）姚麟乞建墳存、
詔賜額曰顯忠、以其祖嘗開刃、特許之、
余人不得援例（同）

(9)

蘇轍「墳院記」（欒城集、三集一〇）

旌善去福禪院者、先公文安府君贈司徒墳
側精舍也、……至尚書右丞、手聞國政、以故
事、得於墳側建剃度僧、以薦先福、墳之東
南四里許、有故伽藍、……相在唐中和中、任
氏兄弟所捨也、轍以請於朝、改賜今榜、時

元祐六年也。

(10)

陶希聖主編の唐代寺院經濟史（食貨出版社重印、一九七四年）三四「家山、功德院寺莊」に、前掲の仙祖統紀の景雲二年、大曆二年の記事その他、功德院に類する資料三種を日全唐文のより拾録している（九一〜九三頁）。

1、李燾「請自出俸錢收贖善權寺事奏」

（卷七八） 咸通中

2、李藩「慧山寺家山記」（卷八一六） 乾符

六年

3、劉沄「大赦菴記」(卷七九三) 中和三年

この中、もつとも宋元の墳庵と性質が似
ていふのはあるが、地名と広信路、弋陽
県、歸仁郷、四十六都新波里といふと記し、その
他の用語でも元代のものが多い、残念なが
ら後代の偽作である。もちろんこれは可文
苑英華にも収録しない。1、2はともに
唐末資料であり墳側存院の一証ではあるが
、後代の墳存墳庵と同じものでは無い。

(11)

執政得立功德壽、公素排仙教、雅不欲立
壽、崇公諱觀、又不可立觀、乃立青陽宮、

然公自葬鄭夫人之後、不復歸故鄉、……

(12)

兩府例得墳院、政陽公既參大政、以素惡
紉氏、久而不請、韓公為言之、乃請瀧岡之

道觀、又以崇公之諱、因奏改為西陽宮、今

隸吉之永豐、

(13)

日至順鎮江志曰一〇

仁靜觀 在縣東北四十里九靈山、即翟忠

惠公陣文之功德院。

翟泚文は同じ場所に仙寺の功德院もあり、
右。同書九にみえる。

植德博施院 在阜東北四十里、宋參政忠
惠公翟泚文之功德院。

(14) 大觀四年五月十四日臣僚言、元豐令、惟

崇奉三聖祖及祖宗神御陵寢寺觀、不輸紋錢、
近者臣僚多因功德墳寺、奏乞特免諸般差
役、都者更不敢旨、狀後直批放免、由是援
例奏乞、不可勝數、或有旋置地上、願捨入
寺、亦乞免納、甚者至守墳人雖係上中戶、

並乞放免、所免錢均敷於下戸、最害怯之大者、欲今後臣僚奏請墳寺、不許特免役錢、仍不得以宰墳人奏乞放免、其崇寧存觀合納役錢、亦乞改正施行、詔令礼部剡刷、開戸部改正。

なお崇寧存觀については、前章四、「北宋末の崇寧存觀と南宋の賜額」を参照。

(15)

借借については、宮崎市定「借借の解」(アビア史研究第四、四九二〜九六頁)があり、
それによれば、この語はちとちと自由意

志による貸借の意である、しほしほ権力
を背景として、強制的に借り上げる意に用
いられぬ。本文もその例である。

(16)

可慶元条法事類正四八、賦役門、科敷に引
く賦役令に、

諸寺觀右妃臣僚之家墳
寺功德園觀院同田産不得免稅租夫役夫役

謂科差丁、
夫役使免役錢、及諸色科敷、其稅租亦不得免

支移折変、止新見錢。

とあり、この令は右妃、臣僚の家の墳寺、

功德觀院にも適用されたところである。しかし実

際には諸種の蠲免を得ていて、この令は奥
文に等しかつたと思わゆる。同全文は同書
支移折変の項にも引かれています。

(17)

太平興国寺は、もと梁武帝が神僧宝誌の
ために建てた開善寺で、代々宝誌の道場と
して崇拝された。ことに宋太宗は宋朝の末
来を予言する宝誌の懺記を得たことから深
く尊信し、この年を太平興国寺と改め、田
土を施入した。王安石は熙寧九年（一〇七六）
十二月、父母及び子雲の菩提を弔うために

田土の施入を奏請して許された（長編二七
九、王文公文集一九）。かくてこの寺は王
家の功德寺となり、蒋山にある小刹を併合
して、けじめを大刹となつたといふ（至正金陵
新志二〇）。

しかし北宋末になると、過房（養子）の

王棟が勝手な振舞をしたため、林木はほと
んど伐りつくされ、寺宇は荒廢し、墳墓は
洒掃する人もなかつた。そこで政和六年（

一一一六）正月乙未、徽宗は手詔して、王棟

に干支せしめず、田産、米斛、錢物等は王

安石夫妻の在世中におりに備えさせ、住持
の僧は兩街僧録より選差し、林木の伐採を
禁止せしめたる（長編記事本末一三〇）。

後述のごとく、元代にも王安石父子の画
像の前には香煙を絶えぬかゝるといふ。文
宗のその寺を重建したため、明初、勅命によ
つて移転させられ、今の靈谷寺と改った（
金陵梵刹志三）。

(18)
旧制、建諸墳寺、率改界故刹以賜、惟公
(楊存中) 自度地、至營築、盡發私錢、以

充土木工徒蓋瓦級磚髹丹之費、積十年之勤而後成。紹興十一年歲次辛巳三月日具位孫某記。

(49)

可繫年要錄卷一。五、紹興六年九月壬辰条。

左司諫王縉言、竊見軍興以來、費用百出、州縣科敷、有不能免、已降指揮、官戶並同編戶、所以寬下民也、諸處存院、有莊產者、類請求於貴臣之門、改爲墳院、乞免科敷、朝廷優禮大臣、特從所請、然官戶既不免、墳院之名、蓋緣官戶、豈得独免哉、况

又前宰執員數不少、所在僧徒、僥倖干請、使莊產多者独免、則合科之物、均之下戶、非官戶同編戶之意也、詔戶部申嚴行下。

(20) 俞文豹曰吹劍錄曰は、張宗祥不輯錄校訂した排印本曰吹劍錄全編曰(古典文學出版社、一九五八年)がある。本文での引用に当たっては、その頁数を付した。

(21) 凡仙者之居曰奔若院、有甲乙次相授法、田廬貨蓄器械百須之物、悉得以爲世業、伝子若孫、其成之難而保有之不易、存齊民之

家、固無大異也、然人之子孫、不皆才且賢、而仙氏之子若孫、率以義合、伏枻焉而得其人、乃以畀之、故其佗往往至於千數百歲而不墜、世家大族弗如也、迹以所憑、藉以永久者、存于其人乎、

(22) 歲在壬午（一三三二、嘉定十五年）、余作史

衛公家廟頌、今又二十七年、故我猶存、而人非物換焉、興懷往事、感而錄之、我朝宋甚公雖嘗有請、而為之者獨文潞公爾、大觀及紹興以來、將相大臣勳戚之家、始皆循

旧制而建立焉、然求其闕閔相伝、父子継相、
、豊功盛徳、前後交輝、膺廟祀而無愧焉者、
、中興以來、史氏一門而已、

(23)

吳澄「臨川饒氏先祠記」(吳文正集四六)
予昔在金陵、同一蓬官、遊鍾山寺、見荆
園空丞相父子三世画像、香燈之供甚侈、達
官憊然興嘆焉、蓋以二百余年之久、荆園子
孫衰微散处、而僧寺之祠独不泯絶、此孝子
慈孫愛親之意、所以不能不然者与、

(24)

独一老师曰：自仏入中国以来、世俗相

承、修設道場、今吾欲矯俗行志、施之妻子可也、施之父母、人不謂我以禮送終、而謂我薄於其親也、溫公至不信仙、而有十月齋僧誦經追薦祖考之訓、；江西尚理學、臨川黃少卿輩卒、其子壻欲不用僧道、親族以外羣起而排之、遂從半分半古之說、；蓋孝子順孫、追慕誠切、号泣昊天、無所籲哀、雖俗礼夷教、猶屈意焉（吹劍四錄一二五頁）

(25)

趙翼曰陔余叢考四三二、祠堂口、
今世士大夫家廟、皆曰祠堂、

とあり、また祠堂の稱は元代に始まるとす
る。亦てに元の吳澄もまた、

古之大夫士家有廟而墓無祭、近代非有賜
、不得立廟、先儒定家祭礼、遂易家廟之
名爲祠堂、而墓祭之礼亦從俗、然既祭於
墓、而又立祠於僧舍、不知於礼爲何如（
臨川饒氏先祠記）。

と記す。先儒とは朱熹のこととみられ、家
廟と祠堂と稱したのは、宋代に漸る。故に
祠堂は墳葬に置かれる場合も多く、右記は

臨川饒氏が先墓に近い武林寺に祠堂を設け
た時の記である。

(26) 朱熹曰文公家礼曰一、通礼第一、祠堂、

置祭田、

初立祠堂、則計貝田、每龕取其二十五

、以爲祭田、親盡則以爲墓田、

祭田、墓田といふのは、清水盛光曰中国

族産制度攷曰（岩波書店、一九四九年）参照

とくに第二章第二節「祭田の起源と發展」

に詳しい。なお宋代では墓祭の可否をめぐ

つて多くの議論があり、朱熹は張栻と同じく、
「古不墓祭」の説を支持した（葉真、
坦齋筆衡、不祭墓）が、家礼では裕礼即從
つて墓祭も認められた。

第四章注

(1) 桑原隲藏「歴史上より觀たる南北支那」

(全集第二卷、東洋文明史論叢所收)、日比

野丈夫「唐宋時代に於ける福建の開發」(

中國歴史地理研究所收)、北山康夫「唐宋

時代に於ける福建省の開發に關する一考察」

(史林二四一三、一九三九年)等参照。

(2) 三山志 三三、三八、寺觀類所載の寺院

創、重建年代を集計すると、左表のごとく

八六〇〜八七〇年を以て咸通年間を唐代の最

盛期であつたことが分かる。

唐・五代福州寺院創重建表

建立年代	寺數	建立年代	寺數
801~810	2	891~900	64
811~820	4	901~910	43
821~830	3	911~920	40
831~840	4	921~930	45
841~850	29	931~940	71
851~860	37	941~950	35
861~870	70	951~960	59
871~880	30	961~970	85
881~890	32	971~980	78

(3) 閩国の仏教については、

常盤大定「仏教史上に於ける二人の忠懿王」

(續支那仏教の研究所收)

魏応麿「五代閩史稿」(国立中山大学語

言歴史学研究所周刊七―七五)

横井（柳田）聖山「祖堂集の資料的価値」(一)

（禅学研究四四、一九五三年）

阿部肇（肇一）「雪峯義存と玄学的仏教」

（東洋史学研究三、一九五五年）

Edward H. SCHAFAR, *The Empire of Min.* Tokyo & Rutland,

Charles E. Tuttle, 1954.

拙稿「唐五代における福建仏教の展開」(仏

教史学七一、一九五八年)

賛寧曰宋高僧伝四一三、本寂伝

釈本寂、姓黄氏、泉州莆田人也。其邑唐

(5) 季多衣冠士子儔寓、儒風振起、号小稷下焉。
日資治通鑑四二二三の胡三省注に、
参半者、或用三分之一、或居其半。
とある。

(6) 原文の二千余頃は明らかに七千余頃の誤
りである。曾我部静雄「宋代福州の仏教」
(塚本博士頌寿記念仏教史学論集、一九六一年)
では、これを二万と改めているが、それで
は「僧二人で百畝を食らう」との後文の計
算と合わない。

(7)

上掲の田地頃畝を、同巻墾田の項に挙げる
る墾田及び園林山地池塘陂堰等の頃畝と比
べると(頃以下切捨)、

民田地 八万二千余頃

墾田 三五、三〇八頃

計 八二、〇九五頃

園林等 四六、七八七頃

弃田地 七千余頃

墾田 七、三二四頃

計 二三、一三四頃

園林等 一五、八〇〇頃

となつて、民戸は墾田と園林等の合計面積を、
弃観戸は墾田のみの面積を挙げていると
お分る。何故このようになつたに

たのかは明らかでない。

(8) 左表は三山志の、壱田及び僧道の記

録によつて作成した「福州寺観田比率表」である。

	壱田		山地園林		全所有地	
	比率	一戸平均	比率	一戸平均	比率	一戸平均
總數	17%	4.9頃	25%	10.7頃	21%	15.7頃
関	21	4.5	49	9.1	36	13.7
侯官	34	4.9	38	15.3	37	20.1
懷安	30	4.7	42	12.0	38	16.6
福清	12	3.5	22	6.2	18	9.7
長溪	7	4.1	6	3.4	6	7.6
古田	17	6.2	32	14.3	25	20.8
連江	11	3.1	13	4.7	12	7.7
長樂	10	2.6	20	4.5	14	7.1
永福	16	6.3	23	28.3	21	34.6
閩清	17	4.1	20	12.3	19	16.4
羅源	16	4.4	23	12.7	20	17.1
寧德	32	18.7	9	9.9	17	28.6

(9) 李心伝曰建炎以来朝野雜記 甲集一六、

僧寺常住田

今明州育王、臨安徑山等寺、常住膏腴、
多至數万畝。

(10)

嘉靖惠安縣志 六、田賦

宋陳洪進納土、詔均閩中賦額、以土田高
下、定出產錢、其夏秋二稅及折變糧科、
俱以產錢爲母、而第人戶九等、以權之。

これは明代の記録にはあるが、もっとも要
領よく産錢を説明している。また朱熹曰朱

文公文集四一九、^一条奏經界狀^レに、

独此泉、漳、汀州不曾推行。爲今之計、
莫若將見在田土、打量步畝、一聚均產、
每田一畝、隨九等高下、定計產錢幾文、
而總合一州諸色租稅錢米之數、却以產錢
爲母、別定等則一例、均敷每產一文、納
米若干、錢若干。

と產錢の法を提案している。

(11) 未經界前、謂之旧產、已經界後、謂之新
產、今稅苗塩役、雖用新產科納、而敷四

色錢、猶用旧産、故特存之、後准此。

なお四色錢とは、次節に掲げる上供等錢の中の軍器物料錢、酒本錢、醋課錢、助軍錢の四種の錢をいう。

(12)

福州における経界法について、日三山志四
一〇、版籍類一、墾田の項に、

紹興十九年行経界法、田以名色定等、郷以旧額敷税、列色之地、各有高下肥磽、一郷之中、土色亦異、於是或釐九等、或七等、或六等、或三等、雜地則或五等、

或三等、多者錢五文、一斗五升（注略）、
最少者錢一分、米僅合勺。

とある。前掲朱熹の奏狀に記すように、同
い福建でも、漳、泉、汀州では後々まで実
施されぬのた。

(13)

福州と興化軍との民戸産錢額と比較すれ
ば、左表のとくになる。興化軍の統計は

弘治興化府志に一〇所引の紹熙郡志による。

福州 三二一、五九〇戸 産錢八、一四一貫三三六文 一戸平均二五文

興化軍

七二、三六三戸

〃一七、七二貫六九八文

〃

二四五文者

(14) 林希逸「重建斂石寺記」ハ竹溪處齋十一

藁統集一〇)に、

嚶々者但曰、吾郷地狭人稠、田之大半、
皆入諸寺。

とある。

(15) 宋会要^四道釈一一五

至道元年六月詔、江南兩浙福建僧尼、今
後以見在僧數三百人放一人、
是歲太宗
閱泉州僧籍、已度數万余、
籍未度者猶四
千余、始定此制、
明年又詔淮南川陝路、

並依此制。

このことは曾鞏曰元豊類稿曰四九「本朝政
要策」、李攸曰宋朝事實曰七、江少虞曰皇
朝類苑曰、王栾曰燕翼貽謀錄曰三筭にもみ
える。また曰太宗實錄曰七七、至道二年三
月壬寅の条には、後者の至道二年のことの
みを記している。

(16)

曰長編曰六一、景德二年九月戊午条、
禁福建諸州軍寺院童行、依僧尼真影出家
者。

(17)

僧道の免丁錢については、曰宋会要臣食
 貨二一九（又、六六一、二）、曰朝野雜記臣
 甲集一五「僧道士免丁錢」、曰仙祖統紀臣四
 七、道忠曰禪林象器箋臣二九、錢財門、免
 丁錢の条等参照。研究としては、塚本善隆「
 宋の財政難と仏教」（著作集五）に觸れる
 外、近年のものに道端良秀「宋代仏教と人
 頭税」（山崎先生退官記念東洋史学論集、
 一九六七年）、諸戸立雄「宋代における僧侶
 の税役問題」とくに免丁錢（清閑錢）と中

心としてしし（秋田大学教育学部研究紀要
二九、一九七九年）等がある。諸戸氏は、僧
道を税役とも免除されたという見解が今日
、ごく一般的とされている（四七頁）と記
す加、それは決して中国史の一般的見解で
はない。ごく一般的とこの前提の下に立
論されると、かえって人を惑わすことにな
ろう。

(18) この記事は「曾鞏行状」(元豊類稿附録)に
基づく。行状にはさらに、

公（鞏）俾其徒自相推扶、籍其名、以次補之、授文擢、廷中却其私謝、以絕左右徼求之敝、民出家者、三歲一附籍、貽万人、闔府徼賂、至衰錢數千方、公至、不禁而自止。

とあり、曾鞏は僧に推薦させてその名を記帳し、それに従つて順次住持に任命して、賄賂の道を絶つた。また出家する場合にも官府は賄賂を徴し、その額は數千方にのほつたといふのも、注目される記事である。

(19)

繫年要録 五六の記事は次のごとくである。

〔紹興二年七月〕丁卯、資政殿學士新除提舉
万壽觀兼侍讀張守知福州、從所請也。上
曰、福建盜賊之後、要在拊循凋弊、用守
為宜。初、偽閩以八州之產、分三等之制、
膏腴者給僧寺道觀、中下等者給土著流寓。
自劉夔守福、始貿易以取貲。守亦士大夫
謀為實封之說、存留上等四十余剝、以待
高僧、余悉為實封、金多者得之、歲入不

(20)

下七八万緡、以助軍衣、余寬百姓雜科、
 時輒便之。此以紹興三十九年閏月甲子朱倬所奏修入。

朱倬上言

沈調帥閩、則以為奇貨、豐寺大剌悉貨入
 己、所有本州寺院、調所差者、悉令罷去、
 依旧實封、而減其則例之重、以補公上、
 時代泛科、以惠黎庶、實遠民之大幸。從
 之。

なお和田清編『宋史食貨志』訳註(一)に農田
 (周藤吉之担当)は、法九三二に朱倬上言のほか、

本文に掲げた諸史料を挙げているが、彼此の異同、可宋史の誤謬についての指摘はない。少なくとも可宋史のこの部分は可宋会要の朱倬上言に拠るべきことを注記すべきである。

(21)

可宋会要の食貨六一一四

〔紹興〕二十二年三月二十二日、戸部言、
数内福建寺觀係數多去処、雖已行下本路提
拳学事司開具、竊慮往反取会遅延、因致
漏落、今欲乞朝廷差官一員前去、措置施

(22)

行。從之。

同日戶部言、已降指揮、差官一員、前去福建路、措置寺觀常住絕產田畝、今欲專委新除司農寺丞鍾世明、帶行本職、前去措置。從之。

世明措置將寺觀田產、除二稅、上供、常住歲用等外、每歲贖贖錢三十六万五千八百六貫八百四十文、起發赴左藏庫。

右文につづいて、

續批知福州張澄、乞添破童行、人力米除

豁外、實計毎歲起元錢三十三万九千三百六十貫文有奇。

とある。

(23)

李心伝は曰繫年要録乙一六三では、熊克曰

小歴乙を引用して、六七を還したとするの

は熊克の誤りと法記するの乙、曰朝野雜記乙

甲集一六、「僧寺常住田」では

明年、張如瑩節使為帥、又請于朝、十還

六七矣

とあり、（こゝを訂正しては）いすれが正しいのかわからない。

(24)

一三)

汪応辰「請免売寺觀贖剩田書」(文定集
 準行在尚書戸部符、準都省批下隆興元年
 六月十二日敕、將福建寺觀元剩撥贖剩之
 田、估価出売事云々。

(25)

右の「請免売寺觀贖剩田書」は二首ある
 が、本文の要旨は第二首を主とする。

(26)

「嘉靖惠安果志」一三、
 浄山下人、俗姓王、修造橋梁二百余所、
 捍海水爲田、不可勝計。景炎元年、賜靈

庇大師、没於白沙寺。

(27)

泗洲大士については、牧田諦亮「中国にお

ける民俗仏教成立の過程一、僧伽和尚」(中国近世仏教史研究所收)

参照可

(28)

万曆泉州府志 三、「湖塘陂埭」

晋江县城東三十七、三十八都曰鸞歌里、

有東湖、郡境諸湖、此爲最大。

慶元六年春正月、守劉穎、始以錢米界十

五禪寺、使募工開濬、助以壯城卒、総一

万四千七百三十五丈、冬復開濬一万四千

三百四十九丈有奇、每丈各深四尺、一歲

(29)

久浸廢家民勢家窺請爲田。淳祐三年、守
 顏頤仲按故牘、仍畀寺僧濬之。始於附郭、
 不足則均之旁近、以及遠外、各視產高下、
 率以產錢千、賦役七文、使集傭夫、官售
 其直。凡浚五万五千余丈、又積土爲三山、
 中創二橋、復豐沃斗門、置水利局、僧司
 之。

管幹三十寺院との産錢額は次のごとく
 である。

鼓山（一五貫七三〇文）

聖峯（一二・三三六）

神光 (一六・九二四)

西禪 (一四・二八九)

芙蓉 (一二・〇〇七)

法海 (一三・九八五)

乾元 (一三・一二一)

安国 (一三・五一三)

弄山 (一二・九〇四)

開元 (一一・九七八)

大中 (一一・八四五)

精巖 (一〇・〇三四)

等覺 (不明)

九峯 (一〇・〇六一)

困山 (八・九四一)

万歲 (五・七八〇)

報恩 (七・一四五)

白鹿 (八・八七一)

天王 (五・六二四?)

太平 (七・三四三)

賢沙 (六・四五七)

昇山 (六・三四七)

靈峯 (三・九四八)

仁王 (六・二四六)

雙峯 (三・五七五)

大瀧 (五・四六三)

聖泉 (五・三〇八)

衡山 (五・二五〇)

興福 (五・一〇一)

広因 (五・二六〇)

支提寺を除く九寺の産錢額は前注参照。

(31) 今堀誠二「宋代平糶倉批判」(歴史学研

究一二一八、九、一〇)

(32) 大抵官司創造、始必発公帑、以市屋材、

而責胥吏、以行文引、四散鄉村、與民戸
交易。於是乎、仮託行姦、而擾民者百出

馬。凡用若干竹木、若干瓦石、若干輓整、釘若干頭、灰若干斛、朱漆若干斤。引之所載者百、不知壳弄其幾百、而後百者始至官。引之所具者千、不知壳弄其幾千、而後千者始至官。及其既至官、直一緡者、只估五百、直十緡者、只估五千、較之民間私價、已虧其半。至請其半價之直、則又有董脩造職事之覓、總脩造都匠之覓、交領貨物吏之覓、估物價牙儈之覓、与夫稟支發吏之覓、出庫吏之覓、經由諸門吏

之覓、實錢歸家、能復幾何。名曰依公估價、而實橫取、名曰見錢和買、而實白奪。况又易堅以瑕、代美以惡。胥輩於中種人情弊。故其所萃集之物、則徒爾駁雜備數、而不復能以精良。至於工匠、所謂工師者、止用一人、而小小諸匠、亦各有定數、乃闔境壳弄無寧居。卒之趨供工而赴執役者、特其羸鈍無錢計囑者耳。官或時支雇錢、復爲監吏所得、不過索手而歸。故其所制造之功、則徒爾草率忘命、而不復能以固

繳。是則公家雖不欲擾民、而民實不能逃其擾、雖不吝於費財、而絕不得其財之力。朝植而募欲頽、春落成而秋告圯焉。所謂區處之不得其策者也。

善於區處者如之何。拳漳州之產而七分之、民戶居其一、而僧戶居其六。於一分民戶之中上等富戶、歲穀以千斛計者絕少、其次數百至百斛者、亦不多見。類皆三五十斛、無擔石之家、終歲營々為仰事俯育之計、且不能以自給、則漳之民戶者甚貧、

在官司絕不可更有糸毫之擾。以六所僧戶言之、上等歲入以數千斛、其次亦余千斛或數千斛、其下亦六七百斛、或三五百斛。雖窮村至小之院、亦登百斛。視民戶極為富衍。以滅倫敗教、不耕不蠶、塊然一無用之僧、獨無故竊樵而菴有之、閒居以安享之。所享坐食之衆、上寺不過百人、其次不及百人、或數十人、其下僅五六人、或止孤僧而已、則歲費類皆不能十之一、所謂九分者、直不過恣為主僧花酒不肖之

資。是果何為也哉。

故今公家凡有創造、無求諸他、惟盡第彼僧門產業之高下、而畫吾屋宇界分之、大小之財付之、且量支吾公帑之財、為之開端、而後取辦責成焉耳、絕無出一引、絕無差一吏、凡竹木甄瓦之類、任其以市價私自貿易、而吾不之問焉、則其所聚者皆精良。凡工匠人夫之輩、聽其以鄉例私自傭雇、而吾不之繩焉、則其所就者皆固緻。假使有陪貼不貲之費、實皆吾公家之財也。

移吾公家之財、爲吾公家之用、彼特爲吾
幹之耳、非剋彼父母錢本也、非括彼房廩
中物也、吾不可復爲之恤也、但時施其犒
勞之惠耳。若是、則吾民不知擾、吾財不
甚費、而無不如吾志之所欲爲。

往者、判院趙侯之架州治、亦大役也。惟
責辦於諸僧、而民絕無所擾、即今之廳事
是也。司諫鄧侯之架州學、亦大役也。每
齋惟支石籍、付之一僧、亦不擾而學成、
即前所謂西偏是也。都運趙侯之造通濟橋、

亦大役也。每舟惟支二十緡、付之一僧、亦不擾而橋成、即今柳營江之所跨是也。

(北溪大全集四三)

(33)

明、陳懋仁曰泉南雜誌曰卷下、

朱紫陽簿同安日、有詩云、輸盡王租生理微、老僧行乞暮還歸、空山日落無鐘鼓、惟有虛堂蝙蝠飛。

(34)

傅衣凌曰明清農村社會經濟曰 (三聯書店、

一九六一年) 一五五頁所引に拠る。

(35)

清水泰次曰明代ノ寺田ト (東亞經濟研究

八一四、一九二四年）五一頁。

(36)

正徳漳州府志に「土田考、民田」所載の民田、僧道田数は次のごとくである。

民田

僧道田

竜溪県

一、九六六頃五九畝七分三釐

五六九頃五二畝四分七釐

漳浦県

一、八三二・五八・〇八

二六一・七九・一・六
(道)四・三三・八・〇

竜巖県

一、六三三・〇三・四・一

一二・〇〇・七・四

長春県

一、〇六六・七七・〇・一

五八・二二・二・四

南靖県

一、一八一・九四・一・五

三五二・二四・九・三

漳平県

八七三・九三・九・八

八・九一・四・〇

釐、解京以助大工」とある。同卷仁豊寺の項には「解京以助九廟大工」とあるので、大工の役が宮廷の九廟建設であることか分かる。日康熙沙県志の六「寺観」に明代寺院について記し、

後又以九廟之工、朝命盡売廢寺田土、所存者又無幾矣。

とあり、この措置は寺院にとって大きな打撃であった。

(39)

黄榦曰 勉齋集 三十一、
「申制司行以安慶府

催包砌城壁事宜

一、包砌城壁、全藉甄灰。安慶府寺觀最多、地田山林大半皆屬寺觀、僧道常住優厚、亦皆肯出力、為官司辦事。遂委僧道分頭燒辦青甄、支給柴料工食錢米、並本私家餽數一同。但僧道別無用心、措置皆有方法、已約定甄三百余万片。竊慮其間有鼓倡不肯用心、并苟簡蔑裂、合從本府勒罷住持。其用心最勤者、合從本府陞差上剎。庶幾各知勸戒、早得辦集。

(40)

また同書一一、^一「与金陵制使李夢聞書」、一五
^一「復陳師復存丞」によると、この時、僧の
 善幹者二十人ヲ扶んで焼辦せしめたとあり、
 実行に移されたこと分かる。

真徳秀曰真文忠公文集五 一七、^一「申尚書者
 乞免降度牒状」の小貼子に、

契勘湖南州県存観、大抵産税岑寂已甚、
 雖名大刹、不足比江浙福建下等存観、兼
 自嘉定十一年以来、逐歳敷抑度牒、勒令
 納米、其数已不可勝計、納米不足、又責

令納錢、寺觀緣此倒敗者不一、蓋有一二
年敷下度牒、至今監錢未足者、人戶既不
可科配、寺觀又不堪均敷、季是無所措手。

第五章注

(1) 陳垣「摩尼教入中國考」(國學季刊一—三)、
重松俊章「唐宋時代の末尼教と魔教問題」
(史淵一二)、牟潤孫「宋代摩尼教」(輔
仁學誌七一—)。

(2) 先君登政和五年進士第、主台州寧海簿、
會令去、攝其事。……李氏富而驕、家藏妖
書、号二宗三際經、時節集鄰曲、釀香火
祀神、元未嘗習也。其人詭入伍中、通其
女。既泄、即告县、逮送獄。

(3)

宋會要^四 刑法二 一七八

〔宣和二年〕十一月四日、臣僚言、
溫州等處狂悖之人、自稱明教、
號為行者。
今來明教行者、各於所居鄉村、
建立屋宇、
號為齋堂。如溫州共有四十餘處、
並是私
建無名額仙堂。每年正月內、
取曆中蜜日、
聚集侍者、聽者、
姑婆、
齋姊等人、
建設
道場、
鼓扇愚民、
男女夜聚曉散。

一、明教之人、所念經文及繪畫仙像、
號
曰、訖思經、
証明經、
太子下生經、
父母

經、圖經、文緣經、七時偈、日光偈、月光偈、平文策、漢贊策、証明贊、宏大懺、妙水仙幘、先意仙幘、夷數仙幘、善惡幘、太子幘、四天王幘、已上等經仙号、即於道釈經藏、並無明文該載、皆是妄誕妖怪之言、多引爾時明尊之事、与道釈經文不同。至於字音、又難衆認。委是狂妄之人、偽造言辞、誑愚惑衆。上僭天王、太子之号。

奉御筆、仰所在官司、根究指實、將齋堂

等一切毀拆、所犯反首之人、依条施行外、
嚴立賞格、許人陳告。

今後更有似此去処、州县官並行停廢、以
違御筆論。廉訪使者失覺察、監司失按劾、
支同罪。

(4) 于北山「陆游年譜」(北京、中華書局、
一九六一年)に拠る。

(5) 宮崎市定「宋代における殺人祭鬼の習俗
について」(中國學誌七)九一〜九二頁に
よる。

(6)

この文章は、莊綽曰雞肋編四上「事魔食葉」の記事とほぼ一致する。あるいは葉夢得はこの書によつたとともに考えられる。

(7)

「福建晉江華表山摩尼教遺址」(文物參考資料一九五八年四期) 参照。

(8)

宋史四四五汪藻伝によれば、彼は高宗が踐祚すると、召されて中書舎人から翰林学士にすすみ、詔令の類は彼の手になつたという。したがつてこの勅書も、この時期に成つたものである。なお「趙公謹獎諭

勅書には、つきのごとく記されてゐる。

勅趙公謹等。省撫州狀、契勘本州拋管下
金谿県申、為饒州信州界内、有事魔賊徒
王九十二、殺人放火、去本県界甚近、州
司差撥巡尉等、前去把隘。(下略)

(9)

吳晗「明教と大明帝国」(読史劄記所收)
には、紹定六年(一二三三)陳三槍、張魔王の
乱(宋史四一九陳韡伝)を挙げるが、魔王の
語は仏典にも類見するから、方臘の乱にお
ける鄭魔王と同様、魔王という稱呼のみか

らマニ教徒と断定するのは無理である。

(10)

詩そのものには喫菓事魔特有の字句はた
く、もっぱら仏教徒に対する非難である。

その一部分を掲げよう。

瞿曇何爲者、髻首徒然繁、不飲非畏義、

不殺非知仁、拳世昏不悟、跣足行荆榛、

貽禍産妖幻、在仏岐又分、

王炎の経歴は、『雙溪文集』の附録、郡誌大

(11)

伝による。

(12)

徳清県鞠茹素者數十人、請論如律。君へ

方導、嚴州人）究實、實乃鄰邑鄉民、因
售薪致競、爲怨家誣訴、兩造俱斃、案中
皆牽連者。

(13)

白雲宗については、重松俊章「宋元時代
の白雲宗門」(史淵二)、小川貫式「元代
白雲宗教団の活躍」(仏教史学三一)お
よび本稿第八章等、白蓮宗については、重
松俊章「初期の白蓮教会」について(市村
博士古稀記念東洋史論叢)、望月信亨「南
宋子元の白蓮宗とその余党の邪説」(浄土

学一四)、小川貫式「元代白蓮教の刻蔵事蹟」
 (支那仏教史学七一一)、小笠原宣秀「中
 国近世浄土教史の研究」(京都、百華苑、
 昭和三八年)等参照。

(14) 牟氏前掲論文一八頁。

(15) 吳氏前掲論文二五三頁。

(16) 僧宗杲、得罪秦相、褫服加巾、竄嶺表。

道出南海某、從之者數百人。或欲以危法
 加之、用茹菜事魔告之。伯父曰、得非僧
 宗杲者、皆仏之徒爾。告者慙沮、不敢言。

(17)

〔沈繼祖〕慶元三年丁巳春二月癸丑者劄。
臣竊見朝奉大夫、秘閣修撰、提學鴻慶宮
朱熹、資本回邪、加以歧恐。初事豪俠、
務爲武斷。自知聖世此術難售、尋變所習、
剽張載、程頤之余論、寓以喫菜事魔之妖
術、以簧鼓後進、張淳駕誕、私立品題、
收召四方無行義之徒、以益其党伍、相与
餐麤食淡、衣袞帶博云々。

(18)

これらの記事は従来⁹論文に¹⁰つねに引用
されてゐるので、重複を避けてその要旨の

みと掲げる。

(19)

王質「論鎮盜疏」は從來未紹介の資料故
のひ、その原文を掲げよう。

惟夫愚民之求福也無厭。求之于仙者、而
以爲未足。又轉而求之于鬼神。求之于鬼
神、而以爲未足。故左道惑人焉。則是食
菜事魔者。

(20)

臣往在江西、見其所謂食菜事魔者、弥鄉
亘里、誦經焚香。夜則闕然而來、旦則寂
然而亡。其号令之所從出、而語言之所從

(21)

授、則有宗師。宗師之中、有大有小、而又有甚小者。其徒大者或數千人、其小者或千人、其甚小者亦數百人。其術則有雙修二會、白仏、金剛禪、而其書則又有仏吐心師、仏説涕淚、小大明王出世開元經、括地變文、齊天論、五來曲（下略）。

この文章は、可仏祖統紀 三九に「釈門正紀に良渚曰く」として引用するが、兩者に文字の異同が多い。また統蔵本の「可釈門正統」には誤植があるので、その底本である

京都大学附属図書館所蔵の蔵經書院本すな
わち元禄三年書林浅野久兵衛重刊本によつ
て対校した。

日 秋門正統曰（傍吳の字加後者と異なるもの）
唯祖宗法令、諸以二宗經及非蔵經所載不
根經文、伝習惑衆者、有罪。二宗經、諸
男女不嫁娶、互持不語、病不服藥、死則
裸葬。非蔵經所載不根經文、謂仏吐恋師
、仏説涕淚、大小明王出世開元經、括地
變文、齊天論、五來子曲之類。（*統蔵本

作大、誤也)

可
仙祖統紀四所引

準。因。朝。法。令。諸。以。二。宗。經。及。非。藏。經。所。載。不。
根。經。文。、。佞。習。惑。衆。者。、。以。左。道。論。罪。二。宗。
者。、。謂。男。女。不。嫁。娶。、。互。持。不。語。、。病。不。服。藥。
死。則。裸。葬。等。不。根。經。文。者。、。謂。仙。仙。吐。恋。師。
仙。說。啼。淚。、。大。小。明。王。出。世。經。、。開。元。括。地。變。
文。、。齊。天。論。、。五。來。子。曲。之。類。

法令の正文は「諸」より「罪」まで、「二」
字以下はその注釈である。両者を比較す

ると、後者の方に従うべきところが多い。
 ただし不根の経名のところは、前者が王質
 「論鎮盜疏」中の経名とほぼ一致するので
 、これに従うべきであろう。酒井忠夫「明
 末における新興の民衆信仰集団について」
 (東方宗教四八)注(20)において、（その下）五仙祖統
 紀（その下）により、開元括地変文（その下）を「開天括地
 変文」に改めているが、「論鎮盜疏」も開
 元となつてゐるから、元を天に改めるは要
 はない。

(22)

酒井前掲論文九〇一頁。ただし酒井氏も、「喫菜事魔は中国的摩尼教の集団である」とし、「中国の弥勒教、白蓮教に宋代ころ以後、摩尼教の影響が全然ないとはいえない」と考えるべきである」と述べている。

第六章注

- (1) 中国農民戦争と宗教との関係について
 諸論文は史紹賓編『中国封建社会農民戦争
 問題討論集』(一九六二年、三聯書店)に收
 録するほか、熊德基『中国農民戦争と宗教
 及其相關諸問題』(『歴史論叢』第一輯、
 一九六〇年)があり、これらを紹介したものの
 12、小島晋治『農民戦争における宗教—結
 社宗教—』(『中国文化叢書』6宗教)一九六
 七年、大修館)がある。

(2)

蘇金源、李春圃編、一九六三年、中華書局出版。本書の編集が杜撰であることは、宮崎市定「宋江は二人いたか」(東方学三四、一九六七年)にも宋江記事に関して指摘されている。

(3)

可 国学季刊 四 一一二(一九二三年)、二三〇頁。
その他、宋代のマニ教については、重松俊章「唐宋時代の末尼教と魔教問題」(史潮 一二、一九三六年)、牟潤孫「宋代摩尼教」(輔仁学誌七一・二、一九三八年)、吴晗「明教

李大明帝國（讀史劄記、一九五六年、三聯書店）參照。また宮崎市定『水滸伝』（中公新書、一九七二年、中央公論社）第三章「妖賊方臘」は示唆に富む。

(4)

冠倬「關於方臘的出身和歷史」介紹浙江淳安△桂林方氏宗譜△中的幾条史料（文物一九七四一一一）、また安徽師範大學歷史系方臘調查組「方臘是雇工出身的農民起義袖」（光明日報一九七五年十二月四日）がある。

(5)

旧稿には『四庫提要』と『史料彙編』の

誤りを踏襲して、「その編者は日四庫提要
に記すごとく、日学海類編の編纂者曹溶
である」と（二三頁）とした。そこで早速、
丹喬ニ「北宋末の方臘の乱に関する基礎的
考察」（日本大学人文科学研究所研究紀要
一七、一九七五年）がその誤りを指摘された。
その点については丹氏の批判に感謝するが、旧稿
批判をもとにして展開された所説には賛成
しかねる部分が多い。とくに日容斎逸史と
と南宋初期に書かれたものであり、容斎と

は洪邁であるとして、その史料的价值と高く評柄するのば、正しくない。そのことは最近の日容斎逸史の諸研究によつても明らかになつていゝ（次注参照）。なお青溪冠軌は曹溶の編纂でないことは、吳企明の青溪冠軌の非曹溶改題（中華文史論叢一九七九—^{二九〇頁}）上海古籍出版社）にも述べらる。

(6) 最近の日容斎逸史に關する中国の研究には、つぎのものがある。

1、 吳企明「容齋逸史」補証（中華文史論叢一九七九一一、二六八頁）

2、 陳得芝「關於方臘的所謂“漆園誓師”」（南京大學學報—哲學社會科學一九七九年一二）

3、 楊渭生「容齋逸史」獻疑（歷史研究一九七九一九、八五—八八頁）

このうち1が丹氏と同じく洪邁の撰述とみるのに対し、2と3は口容齋逸史の史料価値を疑ったものである。

(7) 余嘉錫曰四庫提要系証曰五（一九五八年、科學出版社）

(8) 湯中曰宋會要研究曰（一九三二年、商務印書館）參照。

(9) 張太尉廟 宣和寇犯邑。晝見神金甲按兵、
 河岸列幟皆神号。寇驚遁、邑得全。民相
 帥祠之。

新安河西廟 宣和寇亂、逼南鄉。鄉人禱
 焉。翼日寇戰廟前橋上、見神立空中、
 飛矢石如雨。寇驚走、南鄉得全。

慈感廟 宣和中、民避寇其間。寇望山中
草木皆爲兵、懼不敢犯（以上、嘉定赤城
志三一）。

靈祐廟 宣和初；近郊復有陸盜千余人、
旦及城下。知州事王倚見神於夢。已而守
城者、夜覩異人冠服華侈、往來雉堞間。
輒相告語、知神陰助。賊平、州主其事、
遂有封額之賜（嘉泰吳興志一三）。

昭庇廟 宣和辛丑；一夕、四山旗幟車蓋、
隱隱出入雲間、見者咸疑神游、而廟不存。

(11) (10)

矣。視之果煨燼。未幾、又有復見、如
 日之異、若反旆而來。賊徒忽驚、呼曰、
 天兵至矣。遂自相攻殺。官軍未至、賊已
 殲盡。鄉人相与復築廟宇甚盛。

武祐廟 方臘陷錢塘、欲東犯会稽。其衆
 見北嶺山將軍擺金甲、陳兵於西興江岸、
 張大旗有北嶺字。賊不敢渡。郡守劉忠顯
 公上其事、賜今額（以上、嘉泰会稽志六）
 吳晗前揭論文、可讀史劄記 二五一頁。
 織田得能 曰 仙教大辞典 五六一頁。

(12)

敦煌出土「仙說十五經」に
第五七日、過閻羅王

讚曰、五七閻羅息諍声 罪人心恨未甘情

索髮仰頭看業鏡 始知先世事分明

(13)

この史料は旧稿印行後に見出したもので、
史料彙編にももちろん収録してはいない。

前掲朱瑞熙論文はこれを利用してゐる。全文はつぎのとおりである。

陳箠桶、方臘之乱、初因盜大繫獄。其徒
遂破械出之。初犯緡雲界、自黃墓嶺過、

止六七人、至崇善寺、縱火殺掠。自号聖公陰兵。執鏡照人、謂凡用心不臧者、皆照見之。百姓竄走、方伏匿於山林。其徒持鏡四出、謂人曰、我已盡見。愚民畏懼、皆出就擒。邑民盛九、沈五、各立党伍、起而応之。括蒼素無城守、遂被剽掠。其後臘就擒。童貫問臘、誰爲謀主。臘以陳籬桶對。貫捕獲之、問君教方臘反、何耶。對曰、正坐臘不受某教耳。又問汝所以教臘者云何。曰、殺徽嚴以示威、長駝渡江、

結人心、以入長安爾。又問何以箍桶爲名。
對曰、天下之勢猶桶板耳、能箍則合、不能
箍則離、其不違如此。貫誅之。

周南（一二五九〜一二一三）は平江人、紹熙元
年（一二九〇）の進士。

(14) こは清、潘永因輯曰宋稗類鈔卷二、
教逆の項に収録し、旧稿はこちろを挙作た。

(15) 唐果人宋子賢、善爲幻術。每夜、樓上有
光明、能變作仙形、自稱彌勒出世。又懸
大鏡於堂上、紙素上画爲蛇爲獸及人形。

(16)

有人來禮謁者、輒側其鏡、遣觀朱生形像、或映見紙上蛇形、子賢輒告云、此罪業也、當更禮念。又令禮謁、乃輒人形示之、遠近惑信、日數百千人。遂潛謀作亂、將為無遮仏會、因募兵、欲襲擊乘輿。事泄、鷹揚即將以兵捕之。

白蓮盜首徐鴻儒、得左道之書、能役鬼神。小試之、觀者盡駭。走門下者如鷲。於是陰懷不軌。因出一鏡、言能鑑人終身。懸於庭、令人自照、或幘頭、或紗帽、練衣

貂蟬、現形不一。人益怪愕。由是道路搖
播、踵門求鑑者、揮汗相屬。徐乃宣言、
凡鏡中文武貴官、皆如來仙註定龍華會中
人、各宜努力、勿得退縮。因亦對衆自照、
則冕旒龍袞、儼然王者。衆相視而驚、
大衆奔伏。徐乃建旂秉鉞、罔不歡躍相從、
箕翼符所照。不數月、聚黨以巧計、滕、嶧
一帶、望王風而靡。

(17)

宝誌伝および宝誌信仰については、牧田
諦亮「中国における民俗仏教成立の過程二、

宝誌和尚（中国近世仙教史研究、平樂寺書店、一九五七年）がある。

(18) 誌公銅牌記に於いて、

可
仙祖統紀四三

先是民間有得梁誌公銅牌記云、有一真人起冀州、開口張弓在左、子子孫孫保永年。江南李主名其子曰弘冀、吳越錢王諸子皆連弘字。弘偉、弘傲、弘億、斯亦四識。及上受禪、而宣祖之諱正当之。太祖皇考、上弘下殷、追諡宣祖。趙普皇朝龍飛記。

可
楊文公談苑（重較談鄒本）「銅牌記」
梁沙門宝誌銅牌記、「多識未來事、云有真
人在冀州、閉口張弓左右迎、子子孫孫万
万年」江南中主名其子曰弘冀、吳越錢鏐
諸子皆連弘字、期以庇之、而宣祖諱正當
之也。

兩者を比較すれば、同一資料に基づいてい
ることは明白である。つぎに岳珂印程史印
「藝祖禁識書」のはじめの部分に掲げよ
う。

唐李淳風作推背圖。五季之亂、王侯崛起、
 人有偉心、故其學益熾。開口張弓之讖、
 吳越至以徧名其子、而不知兆昭武革命之
 烈也。宋興受命之符、尤為著明。

これによつて、宝誌の開口張弓の讖記が可
 推背圖の讖記とされていゝことと分かる。
 なお可推背圖について、中野達「可推
 背圖」初探（東方宗教三八、一九七〇年）
 を参照。

(19) 誌公石に関する記事。

本文に掲げた曰仙祖統紀曰のほか、曰長編曰曰宋会要曰等にも載せるが、その内容付少し異なり、若干の検討が必要である。まず曰仙祖統紀曰の原文を掲げよう。

舒州奏貢瑞石言、懷寧県人柯萼逢異僧、令往万歳山取宝、僧以杖指古松、萼掘之得黝石、上刻梁誌公記、云「吾觀四五朝後、次丙子年、趙号太平、二十一帝、社稷永安。」僧忽不見。上覽石、敬歎不已。

これに對して曰長編曰二三、太平興国七年

六月甲戌条には、

先是舒州懷寧県有老僧、過民柯萼家、率
 萼詣丐歲山取宝、僧以杖於古松下掘得黝
 石、上刻誌公記、云「吾觀四五朝後、次
 丙子年、趙号二十一帝、敬醮潛山九天司
 命真君、社稷永安。」僧忽不見、萼以石刻
 來獻。於是詔舒州修司命真君祠、黃門綦
 政敏往督其役、總成六百三十区、号曰靈
 仙觀。

とあり、
 「於是」以前の文は前者とほぼ同

いである。ただ異なるのは識記の句である。
「趙号二十一帝」は「太平」の二字を脱し
ているとみられる。とくに重要な相違点は、
「敬醮潛山九天司命真君」の一〇字か加わ
っていることである。識記にこの一句があ
ったので、^{（太字は）}宦官を遣わして靈仙觀を造營し
たという。しかしこの一句は、梁僧宝誌の
識記の文句としては似つかぬ。前
者のごとく、四字句で通してある方が、識
記としては自然であり、この一句は後に加

えたものではないかと思われる。

もし加筆したものとすれば、それは何時のことであろうか。その点を示唆するのは、
 可 宋会要 五 瑞異 一一一 二の記事である。

〔大中祥符五年〕閏十月、車駕詣啓聖院、

召從司宣、太平興國中、舒州民楊革所進

瑞石、石有文曰「志シ公記、吾觀四五朝後、

次丙子、出趙号太平、二十一帝、敬志醮

潛山九天、司命天尊、社稷永安。」以供

奉官馮仁俊管勾瑞物、誦得此文。及覩聖

祖臨降、表其事。且言、太祖後唐天成二年二月十六日降誕、太宗丙子歲即位、皇宋啓運、在五代後、並皆符合。詔許於龍圖閣閱之、李仁俊所誦無異。又得一瑞石、上亦有文曰、趙二十一帝字。又詔以石於明堂宣示文武百官、及付史館。帝作七言詩、近臣畢和。

柯夢加楊革と改つていふほか、識記の文にも異同がみられるが、可長編と同様、問題の句を合んでいふ。しかし靈仙觀造營の

ことはなく、かえつて、瑞物を管理した内
 供奉官馮仁俊が識記を暗誦していて、聖祖
 降臨（大中祥符元年）を顧るに及んで、そ
 のことと上表した、という記事がある。
 のことからみると、例の一句は聖祖降臨方
 前より真宗の道教尊崇以後に加えた可能性
 が大きい。そして長編の記事も実録に
 ではなくて、仁宗朝に編纂された
 符瑞志に拠ったものとみられる。
 三朝 国史

以上のことから、本文には仁祖統紀に

の方を掲げた。

曰 仏祖統紀には前掲文につづいて、
忽一日、誌公降禁中、上親聞訓語。乃遣
使詣鍾山奉齋。其文略曰、至真臨格、宝
訓躬聞、審基緒之由来、積慶靈之永久。
乃詔賜号道林真覺菩薩、公私不得指斥其
名、因号宝公。

とある。曰 金陵梵刹志には三にも、宋太宗撰
「致齋宝誌公青詞」なる文を載せ、太宗が
この時奉齋したのは事実の如くとくみられる

が、誌公の禁中に降つたといふのは、さう
 も聖祖降臨に依倣したものとみられ、また
 道林真覚の号を賜わつたことなど、且長編
 は大中祥符五年閏十月丁丑条（卷七九）に
 載せる。方所ゆゑ、

詔^{（詣）}啓聖院、太宗神御殿、礼畢、詔于龍圖閣、
 取太平興國中舒州所獲誌公石、以示輔臣、
 上作詩、紀其符庶、又作贊、目曰神告帝
 統石。乃加諡誌公曰真覚、遣知制誥
 陳堯咨、詣蔣山致告。其後又加諡曰道林

真覚、令公私無得尔誌公名。

とあり、この箇所は曰長編四の方加信用で
きそろである。したおってこの部分は曰長
編四に従い、曰仙祖統紀四で補った。

なお靈仙觀のある舒州潜山は唐代より司
命真君の所居といわれた靈山であり、宝誌
もここに築室したと伝える。靈仙觀はのち
に真源宮と改稱された（康熙安慶府志八、
一三）。

(20)

曰 至正金陵新志四 一一、太平興國禪寺、

至太平興國三年、改賜今額、慶曆二年葉清臣奏爲十方禪院。紹興二十二年加封室公号、塔以感順爲額。今塔院西偏有木末軒、王荆公命名。荆公罷相居金陵、多以資產金帛助施、寺中各有碑籍。

虞集「集慶路重建太平興國禪寺碑」(道園學古錄二四)

熙寧中、王丞相安石守金陵、合諸小刹、以附益之、寺始大。建炎燬於兵。紹興中更作。淳熙中又燬、隨更作之。每更作輒加宏

古、日葺月累、至於我 國朝、而規制之盛
極矣。

(21)

同右「大崇禧禪寺碑」(同右書二四)、
父老則又以為昔有聖僧曰宝公者、自梁以
來、委靈茲山、能相我國家之神化、以覆護
吾民也。水旱疾疫、凡有禱焉、隨願輒成。

(22)

周暉曰金陵瑣事曰一、「誌公識」
何元朗叢說、解宝誌公識云、杖上懸尺者
梁也、剪者齊也、鏡者大明也、其識甚明、
其說最確。但中間尚有隋唐宋元、何不一識

之乎。誌公生於金陵鷹巢、朱姓者探於巢而
 養之。誌公葬於鍾山。太祖遷其地而葬之。
 此更是一大識也。誌公真神僧哉。

(23)

曰水滸伝曰一一〇回は、方臘を奉じたといふ
 曰推背圖曰の文「十千加一点、各盡始
 稱尊、縦横過浙水、蹟跡在吳興」と載せる。
 もとより虚構のものであるが、誌公識とい
 うのはこれに類したものがあつたといふ。

(24)

曰嘉定赤城志曰三七、風土門、
 仙居旧有祖师堂 坐落当初白塔郷

眼見菜頭頭落地 今人諱説呂師囊

牟潤孫によれば、撰者李序謙は、開禧三年
（一一〇七）知台州となつた李兼の誤りであ
るといふ。

(25) 曰 赤城志曰一八、軍防門によれば、呂師

囊の乱により、ここに白塔寨が置かれた。

県西三十五里にある。嘉定十五年（一一三二
二）齊守碩と庾條の奏言に、當時のほすで
にこの地は開墾されて墾落になつていた、
といふ。

(26)

日赤城志四三、地里門に、黄巖県南三十里に宣和中に建てた徳勝橋があり、寇をこころで勦滅したのひ、徳勝と名づけた、といふ。

(27)

胡寅「寄張相書」(斐然集一八)
 湖南縁大兵大旱之後、繼以月椿重斂。又州郡県道鮮得人。故民力大殺困乏、怨咨日甚。村落窮民、有私製緋衣巾、以俟盜起者。

(28)

旧稿では、これを借貸料としたか、誤りであった。渡辺紘良「宣和三年私租私債減

免令にっいて、(一九七六年、木村正雄先
生退官記念東洋史論集)一一二頁の指摘に
よって改め、渡辺氏の学恩に謝意を表わす。

壞、成于庚辰冬十月。先是、季夏漕渠南橋、
一夜忽傾墮。時塘橋之役未就。渠家說委二
道、民幹造、官帑不足、繼之募緣。越明年三
月成。余所居西俯張涇、南瞰語溪。從東拍
有木橋曰東興、狹陋殆類略約。於是因其名、
以石易之。壬午春、工預治石、九月初吉興
築、十月上漸迄工。時南北若橫霓然、通濟
、東興翼乎其左右、而溪光野色尽在拱揖中
矣。自東興以東、至沙渚、徒步挽舟、皆田
塍路、風雨之晨、冰雪之夕、陷淖蹶塊、相

属于道。有演教僧思奇、蘊常者、自演教西、
 先已布石三里。余謂有志者事竟成、其二十
 余里当任責。迺請崇勝僧道琛、文達、招致
 道民、張智因、富道密、余智超、論之為首、同
 幹造。消日之良、就崇勝、会幹造及弃僧房
 各一人、邑老宿名瑤、沈道珍、偕道侶、蔡道
 政、沈智成、朱因照、錢道密、陳智遇、褚
 德、許因修等三十余人、設伊蒲之饌、隨力
 題疏、分遣緣化、僦舟運石、不憚勞勩。始
 作癸未暮冬、成宝慶丙戌之季春。望之砥平、

行者無不讚歎。是役也、費盛大、通思齊所造、総用石四千五百五十丈、爲錢六千三百五十緡、皆善類聞風而喜捨、非強之也。(下略) 宝慶二年四月望、朝奉大夫致仕賜紫金魚帶莫若冲記。

(4) 常磐大定「仏教の福田思想」(続支那仏教の研究、一九四一年)、道端良香「唐代仏教史の研究」第四章第四節「唐代仏教の土木救済事業」(一九五七年、法蔵館)。

(5) 今堀誠二「社会団体の紐帯としての宗教」

(中國文化叢書6宗教、一九六七年、大修館)に、
 「大微仙君純陽呂祖功過格」を引
 き、
 「橋梁險道を修理す」と行為は功(ハ
 ラス)一〇〇と評価すといふ。

(6) 泰定元年(一三二四)冬、州判官張君顯祖、

始蒞事曰、茲實首政、稽工程財、莫知攸出。
 当謀於民、民有調役。維淳屠善計度、長衢
 宏殿、瞬息以具。吾語諸、其有獲宏濟僧崇
 敬寔來。敬言、伐木爲梁、弗克支遠、易以
 石、其迄有濟。參知政事馬思忽公、以督運

至吳、迺采其議、咸詢以籌、首捐資以勸。
敬復曰、作事謀始、不可不慎、有善士姚□、
嘉禾人、能任大工役、必屈以委繪圖、相攸
經画拳具、咸服姚議。；長一千三百尺有奇。
；是役也、敬師鳩徒輸財、實三之二、贏財
十萬、復以爲宝帶橋助、姚摠其綱。

なおこの記は日洪武蘇州府志四七に引
かれ、これには善士姚の名を行濁としてい
る。

(7)

同書二五、寺院の項は晋陵県の部分が一

葉缺けている。本県を除いた寺院建置統計は、つぎのとくである。

南朝 隋唐 五代 北宋 南宋

州治 四 六 三 一

武進 三 二 一

無錫 一 二 四 四

宜興 一 二 九 一 三

(8) 龍池清「明初の寺院」(支那仏教史学二

一四、一九三八年)。

(9) 福井文雅「道士と道人」(その語義史) (東洋文化五七、

五七年)は、僧_二道人、道教徒_二道士と固定
したのほ四世紀末以来であるとする。

(10)

平時江東法席之盛、建康曰鍾山、当塗曰
隱靜、宛陵曰敬亭。敬亭黃蘗之所居、而鍾
山、隱靜則又詒公杯渡託化之地。建炎之
兵、敬亭独存、鍾山、隱靜則瓦礫之場也。
自余往来建康、住鍾山者、既更十余輩、未
嘗不欲建立、而卒不能有成就。数年来、僅
能口有仙殿矣。問其力、悉出於道人楊善才
者、寺之僧無与也。

(11)

可磧砂藏經は西安の臥龍寺と開元寺の
 經藏より発見され、一九三四年と三六年、
 上海影印宋版藏經会が可影印宋磧砂藏經
 として影印出版された。この影印本にもと
 づいて各經の題記を集録したものに、的屋
 勝の影印宋磧砂藏經尾跋集（日華仏教研
 究会年報、第一年、一九三六年）があり、
 便利である。

(12)

可影印宋磧砂藏經は、発見された磧砂
 藏に缺けていた部分と、思愎藏ほか、宋元

およひ明永樂藏經によつて補充影印した。
影印本巻首第二の「影印宋磧砂藏經補頁表」
は、その一覽表である。本文に掲げた可妙
怯蓮華經四全七巻も、磧砂藏中のものといは
なくて、その題記で分かるごとく、景定二
年（一二六一）陸道源刊本である。各巻々首
に該相図あり、經中に「建安范生刊」等
の刻記のみえる。開版場所は不明であるが、
題記中の施主の住所からみると、やはり浙
西地方で刊刻したようである。
原本は毛氏汲古閣

旧蔵、番禺葉氏（恭綽）蔵本である。

(13)

日 普寧寺蔵經にについては、小川貫弍氏
に「白雲宗大蔵經局の機構」(龍谷史壇六
二、一九六九年)など一連の論文がある(ハ
後章参照)。この蔵經は如く因に多く船載
され、浅草寺、東福寺等に現蔵されてい
る。そのうちの本格的な調査はまだ行われて
いない。小川論文によると、同氏は「元版
大蔵經刊記集」(未定稿)を作成されてい
るようであり、その公刊を望まれる。なお

可
影印宋磧砂藏經^五は補充にこの藏經も用
いた。本文に掲げたものは、そのうちの一
経である。蔣維喬の「始末記」によれば、
南海康氏所蔵の普寧藏二百零七冊、山西晋
城青蓮寺のもの一百三十一巻、雲南昆華因
書館蔵本を借照したといふ。

(14) 小川前掲「元代白雲宗門の活動状態」二
二頁。

(15) 宋代の長生庫については、日野開三郎「
宋代長生庫の發展に就いて」(佐賀龍谷学

会紀要四、一九五六年）及び、と詳しい。
 たがし、吳興金石記の資料は用いられ
 ない。

(16)

可 禪林宝訓 三（大正蔵四八）に、
 妙喜曰、祖超然住仰山。地客盜常住、
 超然素嫌地客、意欲遣之、令庫子行者爲
 彼供狀。行者欲保全地客、察超然意、抑令
 供起離狀、仍返使叫喚、不肯供責。超然
 怒行者擅權、二人皆快竹篋而已。蓋超然
 不知陰爲行者所謀。烏乎、小人狡猾猶如

此（一〇三頁C）。

とあり、また別に、

妙喜曰、仙性住大瀉。行者与地客相改。
仙性欲治行者。祖超然因言、若縱地客、
推辱行者、非惟有失上下名分、切恐小人
乘時侮慢、事不行矣。仙性不聽。未幾、
果有莊客弒知事者（一〇三頁C）。

とある。後者の文の一部は金井徳幸「宋代
の村社と仙教」(仙教史学研究一八一ニ)
五一頁に引用され、行者と地客と明瞭に区

(18)

別々小た証拠とされるが、たしろこれに、行者の現実には地客と対等のごとくみなさ小ていたことを示すものであらう。

旧稿において、不空可代宗朝贈司空大辨正広智三蔵和上表制集四二(大正蔵五二)中の「請降誕日度僧五人制」に「請度掃灑先師龍門塔所僧制」に列挙された行者・童子加いおれも「無州貫」とか「身無籍」と注記されていゝのを、一般戸籍から除籍されたこととを示すと解したのは、誤りであつた。

(19)

池田温氏の指摘（中国古代籍帳研究、一ニ
六頁注(34)）のこゝとく、こゝは漏口と解すべ
きものであつた。池田氏の示教に感謝する。

白雲宗に関する諸研究については、後章
注(1)参照。

第八章注

- (1) 重松俊章「宋元時代の白雲宗門」(史淵
二、一九三〇年)、小笠原宣秀「中国近世浄
土教史の研究」(京都、百華苑、一九六三
年)、小川貫次「元代白雲宗教団の活躍」
(仏教史学三一、一九五二年) 以下「
第一論文」、同「元代白雲宗門の活動状態」
(石渕先生還暦記念論文集、一九五八年)
 〓「第二論文」、
「白雲宗大藏經局の機構」
(龍谷史壇六二、一九六九年) 〓「第三論

文に、孫克寬「白雲宗一読家小記」(大陸
雜誌三五―六、一九六七年)。

- (2) 牟巖「湖州妙嚴寺記」(趙孟頫書)によ
る。この寺記の真卷は米國プリンストン大
学美術博物館に現蔵し、これについて姜一
涵「趙孟頫書湖州妙嚴寺記」(故宮季刊一
〇―三、一九七六年)があり、全卷の図版
も載せる。この論文については、曾布川寛
氏の示教による。

- (3) 小川第三論文三―五頁に引く日大方広仏

華嚴經 卷第四〇の至元十六年十二月道安の題記による。ただし原文の移録はない。

(4) 同右五〇七頁所引、至元二十七年十月如志識語による。

(5) 孫克寬曰元代道教之發展 頁一〇、台中、私立東海大学、一九六八年、五一頁による。

お元代正一教については、滋賀高義「元の世祖と道教」(大谷学報四六一三、一九六六年)

藤島建樹「元の集賢院と正一教」(東方宗教

(6)

野上俊静「元史 叙老伝の研究」(京都、

三、八、一九七一年)等がある。

頌壽記念刊行會、一九七八年）「元代道、
仙二教の確執」に参照。

(7) 陳國符「道藏源流考」(北京、中華書局、

一九六三年)上、一六六、一六九頁。

(8) 任士林「大護持杭州路宗陽宮碑」(松郷

集一)

至元十三年、太傅淮安王、首拳杭之宗陽
宮尊師杜道堅、応聘入覲、師恭持瓣香、
稽首上前、爲江南民命。

(9) 同「慶元路道錄陳君墓誌銘」(同右書三)

(10)

觀妙葆真先生陳亨真、至元十四年世祖皇帝、遣使召見。

何夢桂「璇璣觀記」(潛齋集八)

「董德時」至元戊寅(十五年)被徵北觀承旨、禱雨而甘雨澍、禱雪而瑞霰霏、晉号修真通元体妙法師、宣授今官開元宮都都監住持。

なお何夢桂は咸淳元年(一二六五)の進士、官は大理寺大御にいたつたが、宋が亡ぶと隠居して仕之ず、至元中、元朝はしは

召聘したる處に在りて。

(11) 曰 元史 五 一一、至元十七年十二月条、

以三茅山上清四十三代宗師許道杞祈禱有
驗、命別主道教。

また劉大彬曰 茅山志 五 (道藏洞真部紀伝類
所收) 一一一一二。

(12) 曰 茅山志 五 四一一五、七世祖皇帝召蔣宗
師詔 上

上天眷命

皇帝聖旨、諭建康路三茅山三十八代宗師

蔣宗瑛。聞汝年高德邵、法錄精嚴、思接道論。今遣使馳驛、召赴闕廷。仍勅有司、如怯津遣、便安就道、毋致艱虞。故茲詔示、想宜知悉。至元十八年二月 日。

(13)

楊璉真伽にについては、野上俊靜「桑哥と楊璉真伽に」（前掲書所收）参照。

(14)

小川「光明禪師施入經典とその扉絵」（元白雲宗版大藏經の一考察）（龍谷史壇三〇、一九四八年）七八〜七九頁および巻頭字真を参照。

(15) 李存「天台靜居觀記」(侯菴集一三)、
國初僧總統楊某寵貴、有僧某者誣獻之、
強改爲寺。

(16) 塚本善隆「仙教史料」としての金刻大藏經
(著作集五)

(17) 日元史_上一六には、至元二十八年、杭州
に行宣政院を置く_とあるが、西尾賢隆「元
朝の江南統治における仙教」(仙教史学一
五―二、一九七一年)は、日_上至正金陵新志
五の記事に拠り、二十八年に設置されたの

は建康であつて、杭州には至元三十年に移
 されたとす。いまこの説に従う。故に宣
 政院全般については、野上俊静「宣政院に
 ついて」(前掲書所収)参照。

(18) 西尾前掲論文九五頁。

(19) 小川第三論文一二頁に、この大蔵經雕印

の勸縁者の一人に徑山興聖禪寺住持沙門妙

高ひあり、妙高はまた「余杭南山普寧禪寺

刊大蔵經板記」を撰した、とある。同一頁

に、論蔵の校勘者に六和塔開化教寺住持伝

慈恩宗教講經論沙門妙用らみいたという。

(20)

小川第一論文一七〇頁、第二論文一五〇一七頁。
なお地方志に白雲宗の存であることと明記
したものに、日正徳松江府志四一八、華亭叢
林中の妙巖寺があり、これには

僧智建、本三乘菴、改妙巖院、存仍院名、
宗白雲教。元至正間重建、国朝景泰間重
修。

と記されている。

(21)

元代白蓮宗の布教圏については、小笠原

前掲書第二編「白蓮宗の研究」、とくに第六
 章「元代普度当時の教勢（一）二）三）四）五）
 頁）参照。右に割捨「蓮社弓縁堂記」（水
 雲村彙三）に、

南北混一、盛益加焉、歴都過邑、無不有
 所謂白蓮堂者、聚徒多至千百、少不少百
 人、更少猶數十。

とあり、当時、都市と農村とを問わね、い
 たる所に白蓮堂が建てられ、白蓮社が結ば
 れていた。元代の白蓮宗、白蓮社について

は、なお考察すべき問題が多い。

(22) 楊載「平江路重修儒学記」(吳郡文粹続

集三) — 至治元年(一三二一)、

宝祐間、趙侯手篋、盛有所増飾。

(23) 小川貫弑日大蔵経 — 成立と変遷日 (京都、

百華苑、一九五四年) 五二頁参照。

(24) 陳仁玉「趙公生祠記」(同右書三) — 開

慶元年(一二五九)。

(25) 愛宕松男「天妃考」(滿蒙史論叢四、一

九四三年)、藤野彪「朱清、張瑄について」

(26) (愛媛大学歴史学紀要三、一九五四年)、
植松正「元代江南の豪民朱清、張瑄について」
てーその誅殺と財産官没をめぐってー」
東洋史研究二七―三、一九六八年」等。

(27) 可 至正崑山郡志五の茅氏伝に、
大德癸卯（七年）、虎父左丞清、以盈滿
得罪、官籍其家。

とある。

(27) 王逢「題元故參政張公画像序」(梧溪集

四)

「大德」七年家覆。一張文虎「臨刑色不變，有白氣上干。識者寃之。」

(28)

可
洪武蘇州府志四四、
當時嘉禾士人金方所、作朱張行悲之。

(29)

楊載「平江路重修儒學記」
（吳郡文粹統集三）
有元大德二年、治中王都中、以殿宇廢久、
謀諸前西浙都轉塩運使朱侯虎、慨然用其
私財、撤而新之、則又前此所未有也。

燕公楠「平江路儒學大成殿記」
（同右）

越五年、是為大德二年戊戌秋八月、平江

(30)

郡大成殿成、前浙都轉鹽運使朱虎所造也。
 曰 明太倉州志曰四、
 城隍廟、元至元辛卯（二十八年）左丞朱
 清所建。

(31)

舍利性古「靈慈宮原廟記」下（同右一〇下）
 延祐二年四月望日、

廟經始於至元壬辰（二十九年）郡人朱旭
 捐周涇之私地五十二畝、以基構焉。閱三
 年而棟宇以完。

(32)

曰 正德松江府志曰一九、華亭寺院に、

慶壽院 在鳳凰山、張瑄建。

とあり、曾榮「普濟教寺重修記略」(吳都

文粹続集三四)に、

朱左丞(清)捐資改額。

とある。

(33) 可磧砂藏經にについては、前章注(12)参照。

(34) 他に可大乘大集地藏十輪經に卷第七(唐

七、第九六冊)がある。

(35) 他に可信力入印法門經に卷第二(伏二、

第一一八冊)、可稱揚諸仙功德經に卷下(

(39) (38) (37) (36)

改二、第一七二冊）、曰十住断結經卷第
 七（能一、第一七四冊）、曰妙法蓮華經優
 婆提舍卷上（堂三、第二二二冊）、曰大
 宋高僧伝卷第三〇（營十、第五四四冊）
 がある。景印本藏經は残闕本であるから、
 実際にはもっと多かつたに相違ない。

他に一八種ある。經名略。

小川第一論文一九〜二〇頁。

同右論文七頁。

馬祖常「建白一十五事」（石田文集七）

(40)

一、司徒司空皆古三公之疏、人臣名爵無
与此位。比者聖上（仁宗）踐祚之初、沙
汰冗濫、尤慎此官。近歲屢有雜人等、如
沈宗攝、汪元昌輩、亦受司空司徒、竊慮
天下後世佞爲口實、非便。

公爲浙西經曆時、嘗出遇卒牽一囚、見公
至、伏地呼枉。公駐馬問囚、囚曰、我湖州
農民、姓名爲楊信、方家居力農、忽有卒云、
自浙東來、以強賊見捕逐受執、不知其由。
公呼卒、出所持牒察之、疑有詐、召有司付

(41)

之訊、果得詐狀案上。公曰、此必有故。命再讞、乃得豪僧沈明仁、与楊信争田、故構詐擒信、輒致死地。使死狀、流其僧于海南。

行中書省署君歸安、與典史白雲、宗僧沈某、冒名爵、凌官府、有悟其意者、兩人、將寘之死地。兩人之怨家、私鄰女不得、殺以滅口、棄尸桑林中。事覺、陰使以他辭引兩人、佯致其罪。君將直其寃、吏持不可曰、此沈公意、孰敢拒也。君盡立群吏于前、語之曰、吾能死、不能濫殺以求媚於人。令使者行部、

君卒白出。

右文はつすけて、魂の徒の僧某が民家の
婦を通じて、その夫に殴られたのを怨み、
たまたま起こつた劫殺事件の犯人であると
誣奏したのを、徐泰亨が正した一件をも記
している。

(43) (42)

小川第一論文九頁。

景徳伝燈録 卷第三〇（世十、第五一

三冊）

杭州路南山大普寧寺、伏承当寺比丘明月

(44)

發心施財、入大藏經局、刊伝燈錄第九卷至
 十卷、所集殊利、專爲祝扶父親施忠信、母
 親潘氏二娘子、辛亥、癸卯各位本命星天、
 資陪福等、所冀現生之外、福壽康平、他報
 之中、解脱自在者、泰定元年八月 日当山
 住持明実謹題

日影印宋磧砂藏經口第一冊天一、天十、
 第八冊荒十、第九冊日二、第七三冊龍十。
 なお小川貫弋「吳興妙嚴寺版藏經雜記」(一)
 支那仏教史学五一、一九四一年)にあり、

この蔵経について紹介されている。

(45) 幻輪の釈鑑稽古略続集四一、至治元年の

条に、

詔各路立帝師殿。

とあり、劉鷲の重修帝師殿記に（惟実集三

）にも、

至治間、詔天下立廟以祀之。

とある。

(46) 清水泰次「明初に於ける臨濠地方の従民

について」(史学雑誌五三一—二、一九四三年)

同「明太祖の対権豪策」(史観三八、一九五
二年)、吳晗曰朱元璋伝(北京、三聯書店、
一九六五年版)一八〇、一八三頁等参照。